

平成18年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成18年3月8日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (13名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫		

1, 欠席議員 (1名)

16番 中川靖広

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係長 猪川恭弘

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	清水孝悦	環境対策課長	清水建也
都市建設部長	藤本宗司	建設課長	堤和雄

観光産業課長	今西弘至	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	西田哲也	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	阪野輝男	上下水道部長	池田善紀
上水道課長	水田美文	下水道課長	谷口裕司

1, 議事日程

日程1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。なお、中川議員より欠席の連絡を受けています。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、2番、松田議員の一般質問をお受けいたします。2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 昨日の一般質問で同僚議員が、安全に完璧はなしと、見える安全と見えない安全は並行して対応策が進められるべきだという発言がございました。私はこの発言などについて重く受け止めたいと思っているところであります。

一方、町長の施政方針演説では、「一人ひとりの暮らしを支えていくために、地域とのつながりやコミュニティが果たす役割は、ますます重要となり、町民の生活を支える地域の力が必ずや必要となってくるものと考えます」「今後、高齢社会の進展や人口の減少などがさらにすすむことが予想されるなか、人とひととのつながりのあるコミュニティの形成、地域社会の連携強化が必要となってまいります」というふうに述べておいでになります。私は、これらのことは予想されることではなくて、現実課題として今取り組むべき課題ではないかと思っています。

幾つかの新聞投書などを参考にしながら、これからの町行政のあり方、教育のあり方などについて若干の考え方を申し述べながら、行政の責任者であります町長、あるいは教育の担当をしておいでになります教育長などから所見を伺いたいと思っております。

読売新聞のコラム欄に「人生案内」という欄がございます。その相談員を務める土肥幸代弁護士は、日ごろの「人生案内」を通じて考えることとして次のように述べています。

お金の出し入れをはじめ切符や買い物も機械、連絡もインターネットやメールで済ませる時代。人と顔を合せて会話する機会が少なくなりました。こんな機械づけの現状が人の心から潤いをなくしているように思う。人は一人では生きられないもの、周りの人たちと心をふれあわせながら生きるためにはどうしたらいいのかということを考えていきたいと思えます。

また、50歳の大阪の主婦は、天災は忘れたころにの格言どおり、いざという時の備

えはもちろん大事だが、私は同じ地域に住む人間同士がお互いに関心を持つことが一番の備えになるのではないかと思う。例えば、隣のおばあちゃんが一人で暮らしている、足が悪いらしいなど普段から意識してご近所同士声をかけて情報を交換したいと思う。インターネットやメールなど直接会わなくても情報を得る手段はふえてきましたが、隣の人の暮らしを知らないでは余りにも寂しい気がすると言っています。

また、51歳の大阪の主婦は、自然が破壊され、便利な物の開発ばかりが優先されて人の心が置き去りにされてきた。人は、周りの人や自然、そんなものと共存しているから生きていけるのだということを忘れてはならないと指摘をしています。

また、東大阪市の44歳の男性は、ここ数年若者による目を覆いたくなるような悲惨な事件が目立つようになってきた。家庭での教育、絆が弱まっているのも原因ではないかと思う。ゲームや映像、ネット情報に囲まれた現在は、親子の会話は少なくなる中で小中高の子どもを持つ家庭で親子の会話はほとんどないケースがふえているという。また、今の子どもは小さいころから個室を与えられることが多く、部屋に閉じこもってゲームやパソコンに熱中し、親との間に壁をつくってしまう。そんなコミュニケーションの欠如が親子の信頼関係を崩し、絆をなくしている。私の子どもころは、ほとんどの子が個室などを持たず、嫌でも親と顔を合せなければならなかった。自然に会話を交わし、日ごろからコミュニケーションがとられていた。悩み事を隠していても、顔色やしぐさで見抜かれ、相談に乗ってくれた。逆に、親の苦労もわかり、親のありがたみを感じたものだ。子どもは、自分の殻に閉じこもらず、親に思いをぶつけ、親の側もそれを受け止めることが必要だ。このことが揺るぎない親子関係を築き、子どもの健全な成長の助けにもなると思うと主張しています。

また、育児に苦勞する広島県の三次市の30歳の主婦は、自らの体験を踏まえて次のように訴えています。

戦前の大家族制度が崩壊し、核家族が一般的になっている現在では、育児経験のない母親が孤立し育児ノイローゼになるなどの問題が発生している。もっと地域での多くの人が子育てに関心を持ち、心のつながりを大切にすることが出来たら、核家族の母親や子どもがもっと元気になると思うと心のつながりの大切さを訴えています。

和歌山県の橋本市の76歳の無職の男性は、新聞投書でこんなことを訴えています。

先日、大阪市内に住んでいる娘のところへ孫たちの顔を見に出かけた。マンションの5階に住んでいるので、エレベーターに乗ろうとしたら、小学低学年のかわいい女の子

が楽しそうに話ながら駆け込んで来た。私は、エレベーターのドアを手で押さえ、2人の中に入れ、停止階のボタンを押してやろうと思い、「こんにちは、何階に行くの」と尋ねた。すると、2人は顔を見合せ、私に背を向け黙り込んでしまった。3階に来ると慌てたようにボタンを押し、ドアがあくと逃げるように走り去った。私は年がいきもなくむっとしてしまった。娘にこの出来事を話すと、今学校では、知らない人に声をかけられても絶対に返事をしないように教えられているからと説明をする。幼児殺害事件などが多発しているのではわからないでもないが、一見華やかな都会の中に寒々とした一面を見て、何ともやるせない現代社会に寂しい思いがする。

たまたまこういった記事に目を通しています時に配られました「いかるが民報218号」のコラム欄「夢殿」は、昔は子どもが歩いていると、誰かが声をかけていた。今は知らない人に声をかけられたら逃げろと教え、誰かに連れていかれそうになったら噛みつけという。いつからだろう。この世の中全体に人間不信が広がっている、と書いておりました。

これらを裏付けるかのように、教員を務める大阪市の58歳の男性は、知らない人に会ったらあいさつをしなさいと指導出来る世の中にしたいものですと投書の中で訴えています。

申し上げてまいりましたように、これまでは顔が見える人とだけ付き合っていました。インターネットの普及が進み、顔の見えない人とのやりとりがふえています。このことが、人と人との心のふれあいながら生きるということの大切さを失っています。人の心から潤いを取り戻すためにはどうしたらいいのか。個人情報とプライバシーが混同されているようなことがあります。インターネットやメールなど直接会わなくても情報を得る手段はふえましたが、隣の人の暮らしを知らないでは余りにも寂しい気がするという訴えに共鳴を覚えるものであります。

私の地域では、「一声会」という福祉会をつくり、同じ地域に住む人々がお互いに一声かけ合い、連携を深めるように努めています。

「平成17年度中の変死体の取扱状況と、このうち自殺者の様態」と題して、県警捜査一課の調べがこのほど発表されました。それによると、65歳以上の高齢者の病死者全体の74.4%を占める810人、このうち197人が一人暮らしのお年寄りだったと報じています。隣の人は何をやる人ぞと無関心であることが、果たして許されるでしょうか。私は、見逃すことの出来ない社会の現象だと感じます。

また、家庭における生活様式の変化が親子とのコミュニケーションの欠如を招き、親子関係の絆を弱めているのではないかと指摘されています。

今、学校では、知らない人に声をかけられても絶対に返事をしないようにと教えられているといいます。声をかければ不審者扱いをされる、これでは社会全体に人間不信を広めることになりはしないかという気がするのであります。

これらのことについて、冒頭申し上げましたように、行政の立場から町長の所見を、また教育に携わる立場から教育長の所見をそれぞれお伺いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） ご質問にも述べられてますように、インターネットや携帯電話などの情報通信機器の普及により、私たちの生活の利便性は大きく向上したものの、その一方でネット自殺や振り込め詐欺などゆがんだ人間関係をもたらし、痛ましい出来事や卑劣な事件がふえ、顔の見えない人とのかかわり合いの中で、人と人とが心をふれあいながら生きるという大切さが失われているのも確かであります。また、ライフスタイルの変化や価値観の多様化など様々な時代の変化の中で、家族形態の変化やコミュニティの崩壊が進むにつれ、人と人との連帯や思いやりなどの絆が徐々に失われてきております。

私は、家族同士の、また人と人との、あるいは地域の中で絆、まさに人と人が助け合う、あるいは支え合うという絆が非常に大切だと思っております。人が地域で暮らしていくには、家族や近所の人との関わり合いや支援が欠かせません。昔は、向こう三軒両隣、遠くの親戚よりも近くの他人というように、ご近所同士の付き合いを大切にすることで、みんなが安心して暮らしておりました。最近では、本町におきましても、少子高齢社会の進展に伴って、核家族化が進み、家族間や地域内でも人間関係が薄くなってきており、家族や地域社会による支えが弱まってきております。

このように、人と人が助け合う、あるいは支え合うという絆が徐々に失われていく社会にあって、今後町民の皆様の暮らしを支えていくためには、施政方針の中でも述べさせていただいておりますとおり、身近な暮らしの範囲である地域の連帯やコミュニティといったものがますます重要となり、住民の生活を支える地域の力が、必ずや必要となってまいります。そして、温かな人と人とのつながりのあるコミュニティの形成、地域社会の連携強化が必要となってくるものと私は考えております。

これまで、本町では、斑鳩町社会福祉協議会において、小地域での助け合いや見守り

活動をしていただく小地域福祉会の活動を支援してまいりました。今では、53地域で組織が設立されており、その活動の輪も広がっております。

さらに、阪神淡路大震災などの被災地の例を見ましても、常日ごろから隣近所との連携を深めていることが大切でありますことから、自治会組織をはじめ子ども会、環境保全推進委員、自衛消防団など様々なコミュニティにかかわる組織を支援し、地域住民の連帯感を高めると共に、コミュニティの活性化にも努めてまいりました。

また、人は人とかかわり合うことで社会と結びつき、また他人から大切にされ認められることで、自らの存在を確かなものにしていきます。そして、この経験の積み重ねが、他者の困難に痛みを覚え、手を差し伸べる心を育みます。

このため、未来を担っていく子どもたちの教育につきましても、町民憲章に掲げております、「和」の精神を尊びつつ、自らが学び、問題を発見し、解決する能力をつけ、やさしさや思いやりなどの豊かな人間性や社会性を育んでいけるよう、自然や歴史、文化などにふれる体験学習を積極的に取り入れると共に、人権教育や福祉教育など人づくりに重点を置いた教育を進めてまいりました。

新年度からは、これらの取り組みに加えて、新たに子育て中の親の孤独感や閉塞感を解消して、子育ての負担の軽減を図る斑鳩町つどいの広場事業にも取り組んでまいります。

犯罪や自然災害のみならず、高齢社会の進展や人口減少社会など、今後私たちが直面する問題は、行政の力だけでは到底解決し得ないものばかりであります。これからの町政を進めるに当たりましては、人と人、地域の絆をより大切にし育む社会をつくっていかねばなりません。そして、役場と町民の絆も深めていかねばならないものと考えております。

そうしたことから、私自身が直接町民皆様のもとに出向き町民の生の声を聞かせていただく町民対話集会を開催させていただき、これらの対話を通して顔の見える町政を進めてまいりますと共に、人と人との連帯や思いやりなどの絆の大切さを語りかけてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 私の方から教育にかかわる者としての考え方を申し述べたいと思います。

少子高齢化が予想より早く進みます中で、議員がご指摘されていますように、現在の

世相には本当に嘆かわしいものがあるわけでございます。

まず、コミュニケーションの欠如についてであります。児童生徒を含め若者たちにおきまして十分なコミュニケーションがとれなくなっている原因の一つには、町長の答弁にもありましたとおり、核家族化、あるいは家族の個室化等色々な点が考えられますが、議員がおっしゃいますように、小さい時から与えられた個室の中で、ゲームや情報機器に囲まれている生活の現実があるかと思えます。そして、この仮想空間的な世界にどっぷりとつかりますと、現実の家庭生活や社会生活に順応がとれなくなるのは明らかであります。その具体的な事例といたしまして、身近な級友や先生、そして親とさえも会話がとれなくなっていて、いわゆるキレたり閉じこもりなどの現象が多く起こってきているのが現状でございます。

そして、このような状況になりますと、対等な立場での交流がとり難しく、まして目上の人、たとえ親とも会話がしにくくなり、その結果、弱い立場の児童生徒等への不満のはけ口を求められているのが、現在の悲惨な出来事や事件の背景の一つにあるのではないかとこのように考えております。

このような社会状況の中で、学校において、確かな学力の向上と共に、心の教育、道徳教育の大切さを忘れてはならないと考えています。やはり、昔から言われておりますように、知・徳・体のバランスのとれた教育、いわゆる徳育を根本に据えた教育が展開され、そして子どもたちの確かな自立を見据え、そのための豊かな心を育む教育が基本であると考えているところでございます。

現在、斑鳩町の小中学校では、義務教育9年間を見通しまして、心豊かな人間性を育てるために、新たに副読本を活用しながら、系統的に心の教育や生き方を重視した道徳教育を展開し始めたところでございます。そして、聖徳太子の和の精神を大切にしながら、郷土斑鳩の良さを発見し、郷土を愛し、郷土に誇りを抱ける児童生徒の育成に努めているところでございます。

議員がおっしゃいますように、現在の日本において大きな問題となっている家庭や地域内での人間関係の希薄化、心のつながりの喪失に対して、学校現場では、会話の基本はあいさつであると考え、朝の登校時に生徒会、あるいは先生等が校門に立って、登校する児童生徒にあいさつを交わし、あいさつ運動を行っています。その結果、学校内では来校者に気軽に積極的にあいさつを実施しております。あいさつによって、広がる人の輪、心の輪を大切にしていきたいものだと思っております。

議員が指摘の、声をかければ不審者扱いにされる、人間不審につながるということにつきましても、声かけやあいさつなど小さな取り組みを積み重ねていくことが、信頼関係を構築し深めていく手立てだと考えているところでございます。

以上、申し上げましたように、保護者や地域の教育力を高め、地域でのネットワークを深めることが、現在多発しています子どもたちへの犯罪事件に対し、犯罪を起こしがたい環境を構築することにつながるというふうに考えているところでございます。その意味で、いわゆるご近所意識の復活、あるいは地域一帯の結びつきの高まる環境の推進が大切というふうに考え取り組んでいるところでございます。このことが、町長の施政方針にもあります「地域とのつながりや、コミュニティが果たす役割がますます重要である」ということでもあると考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） ありがとうございます。人が心の潤いを取り戻し、人と人との心のふれあいの中から希望の持てる社会づくりのために施策を具体化し、成果ある教育の実践を心から期待をしたいと思えます。

次に、質問の2であります。ごみの減量化について申し上げたいと思えます。

国内の年間使用量が約300億枚とされるレジ袋は、プラスチック製容器包装ごみの約10%を占めると言われています。容器包装リサイクル法の見直し論議の中で、レジ袋の有料化が検討されていたようですが、流通業界でも賛否が分かれ、法律による義務づけが見送られたと言われています。

こうした中で、奈良市内の31の商店街でつくる市の商店街振興会では、レジ袋のかわりに持参してもらうマイバックの販売を始めたといわれています。斑鳩町でも、古紙類、あるいは繊維類のリサイクル回収モデル事業の実践や、ビニールごみのリサイクル処理事業などに積極的に取り組んでおられることについては評価をいたしますし、さらにその効率的な前進へと意欲を示されていることについても、より一層期待を深めていきたいと思えます。

その一環として私は、レジ袋の減量化を目指す取り組みとして、様々な使い方が出来る買い物時には何度でも使えるというふろしきの有効利用について見直すように啓発運動を提唱することは考えられないかどうか、もう少しこういった面についても行政が力を注いでもいいのではないかとこのように考えますし、このことがいわゆる環境保全の面でも有効な施策であるというふうに考えておりますが、この点について行政側の見解

を伺いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者も申されてますように、ごみの減量化につきましては、ごみを減らしますリデュース、それから再利用をしますリユース、それから再生利用を行いますリサイクルというスリーアールの実践というのが必要になっております
また、このスリーアールの中で最も上位に位置づけられておりますのが、ごみを減らすというリデュースでございます。当町におきましても、住民の方々にごみを減らすといった意識を持っていただくために、平成12年10月からごみ処理につきまして有料化の導入をさせていただいたところでございます。

また、そのほかにも、環境問題学習会、家庭生ごみ減量化奨励事業等々の啓発事業を充実をさせたことによりまして、家庭系のごみの発生量が、平成11年度をピークに年々減少をしている状況でございます。平成17年度におきましては、平成11年度と比較をいたしまして約30%近く減少するのではないかと、このように見込んでおります

このように、当町のごみ減量化は一定の成果があらわれているところではございますが、まだまだごみを減らすことは可能ではないかというように考えております。

その一つが、質問者も申されてますレジ袋の削減でございます。当町におきましてもマイバック持参の買い物につきまして啓発をさせていただいているところではございますが、依然買い物をされます方の行動を見てみますと、その多くはレジ袋を利用されておきまして、まだまだ町としても啓発不足であることは否めないのではないかと、このように感じております。

今回、ご提案をいただいておりますふろしきの活用ということでございますが、申されておき、ふろしきは何度でも利用が出来ます。また、破れにくく収納に場所をとらない、持ち運ぶ時にも便利でございます。また、大きさや形を問わずに包み込めるという利点もございます。マイバックの機能といたしましては、非常にすぐれているのではないかと考えておきまして、物を大切にしまりました日本文化の象徴ではないかと、このようにも思っております。

しかしながら、最近の生活様式の変化から、ふろしきに物を包まれておられる方というのは、ほとんど見かけられなくなっております。このような中、最近環境省でも、マイバックとしてすぐれた機能を要するふろしきに着目をされております。ペットボトル

を再生利用いたしましたふろしきを「もったいないふろしき」と命名をいたしまして、その普及にも努められているところでございます。

現在のごみ問題に対処をしていくためには、これまでの便利さとか快適さの追求によりまして環境に対して高い負荷を与えている私たちの生活様式というものを、見詰め直すことが重要ではないかというように思っております。ご提案のように、日本の伝統文化でありますふろしきによりまして、生活様式を見直し、循環型社会を考えるきっかけになればと、このように考えております。

今後、まず職員が積極的にこのふろしきというものを活用をすることによりまして、住民の方々にアピールをいたしますと共に、エコトーク21とか町広報紙などで、マイバックの一つとしてふろしきの利便性などもPRをしてまいりたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（中西和夫君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） ありがとうございます。今、言われておりますことが、単なるこの場での答弁にとどまることのないように、有言実行、行政側の良識を信頼し、期待を持って見守っていきたいというふうに考えておりまして、これをもって私の質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、2番、松田議員の一般質問は終わりました。

続いて、11番、三木議員の一般質問をお受けいたします。11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 議長のお許しを得ましたので、通告書に基づいて質問いたします。

まず、入札制度についてですが、昨今財政事情が厳しくなっている中、財政健全化検討住民会議でも検討を進めているところであり、議会においても議会運営委員会で財政健全化に向けた議論をしているところであります。

このような中、市民オンブズマン連絡会議が調査した資料によりますと、公共工事の落札率がまだまだ高いという状況であり、談合の疑惑が持たれています。また、国におかれましては、防衛施設庁など官製談合も明らかになってきているところであります。税金を大切に使うためにも、落札率が少しでも下がれば財政的にも助かります。財政健全化の観点から、入札制度についての質問をいたします。

まず、市民オンブズマンの「談合疑惑」と「談合損害」についてということで質問いたします。

全国市民オンブズマン連絡会議が、平成16年度全国都道府県が発注した1億円以上の工事に係る入札状況を調査して、47都道府県の落札率を公表されています。このランキングによりますと、最も落札率が低いと、また言いかえれば競争性が高いのが宮城県で、78.6%であります。奈良県は33位であり、落札率は95.3%で、トップの宮城県と比較して16.7%も高いという状況であります。平成15年度に全国市民オンブズマン連絡会議が実施した調査で最下位であった島根県は、ホームページで次のような見解を示しています。

先般、全国市民オンブズマン連絡会議が調査、公表した公共工事落札率の結果についてですが、公共工事の落札率は、発注者が適切な積算に基づき設定した予定価格に対して受注者が自ら積算した額に必要な利潤を見込んで応札した結果であり、落札率が高いことをもって不適切な入札であるとは一概に言えず、談合等の疑惑を抱かれることは心外であり、残念なことです。もとより、談合行為は違法な行為であり、許してなりませんし、これを排除するための競争性の確保は、公共事業の執行に対する県民の信頼を得る上でも重要なことであると考えます。しかしながら、競争性の過度な追求は価格のみの競争に陥りやすく、手抜き工事や下請けへのしわ寄せや安全確保の不徹底など公正な取引秩序をゆがめ、建設業の健全な発展を阻害することも考えられます。島根県建設業は、地域の経済と雇用を担う根幹的産業の一つであり、この育成と健全な発展を図ることも重要でありますので、他県の制度も参考にしながら、島根県にふさわしい公正で透明性や競争性のある入札制度となるよう今後も努めていきますとうたっております。島根県としては、このような回答しか出せないであろうと思いますが、他県も同じような回答で出ておりました。

また、3月1日の奈良新聞に、天理市が実施した公共工事の入札で談合があったとして、奈良県市民オンブズマンが高値入札による市の損害額を業者に支払わせるよう求める住民監査請求をしています。平成16年度の全公共工事の入札186件のうち、落札率99%台が86件、91%以上は181件という状況であります。落札率が99%台のものの中には、他の参加業者の入札額が1万円差で続いていたケースもあり、明らかな談合であると指摘されているところであります。

そこで、お尋ねします。この島根県の回答や天理市の談合疑惑について、斑鳩町ではどのようにお考えになっているか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 市民オンブズマンにおかれましては、落札率が高いことをもって談合があると疑惑を抱いておられるようでございますが、落札率が高いことをもって不適切な入札であるとは一概には言えないだろうと思います。もとより、質問者もおっしゃっておられるとおり、談合行為は違法な行為でありまして、あつてはならないものでございます。適度な競争性のもとで入札が行われ、適正に施工されることが大切であらうと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、次に当町の落札率についてですが、当町の入札状況についてお聞きします。平成17年度の公共工事の入札件数と平均落札率はどうなっているか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 平成17年度の公共工事の2月末現在での入札件数の数字でございますが、56件でございます、平均落札率は96.77%となっております

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、平成17年度の当町の平均落札率は96.77%ということですが、先ほど紹介した宮城県では、平均落札率78.6%でありましたのでこれに比べると随分高止まりしていると考えます。

当町での平成18年2月16日執行の第115号道路改良工事の予定価格は316万5000円、落札金額は税込みで304万5,000円で、落札率は96.34%です。斑鳩町建設工事請負業者選定要領によりますと、土木一式工事のD級に該当し、入札参加者は9社であります。応札価格の最高は295万が5社で、落札率は98%です。次に293万が1社、落札率は97.34%、その次に292万で2社、落札率は97%です。そして、290万円が1社で落札しております。この落札率は96.34%ですが、応札価格の最高と最低の差はわずか5万円です。落札率にすると1.66%の差があります。低入札調査基準価格が229万5,300円で、予定価格に対して72.62%となります。応札価格が接近しており、しかも高止まりしている状況を見て、談合しているのではないかととられても仕方ないと思います。落札業者が290万円で、最高入札業者価格が295万円で差が5万円。低入札調査基準価格が229万5,300円なので、この仕事をどうしても9社の中でとりたいという業者がいたら、低入札価格に近づいた入札価格になってもいいのではないかと私は思うのですが、町としての建設

的な回答をお願いします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ご指摘のように、平成17年度の当町の公共工事の平均落札率は96.77%であり、全国的に見ても高止まりしていると考えられます。しかし、受注者が自ら積算した額に必要な利潤を見込んで応札した結果でございまして、落札率が高いことをもって直ちに不適切な入札であるとは言えないと我々は考えております。

本町といたしましては、平成12年11月に公布された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づきまして、適正に入札を執行しているところであります。平成13年10月より低入札価格調査制度を導入、平成15年4月には、制限付一般競争入札の適用範囲を設計金額の3億円以上から2億円以上に引き下げ、入札の参加機会の向上を図っているところでございます。平成15年6月には、公共工事の設計金額が3,000万円以上を対象として郵便入札を実施しております。業者間の接点を出来るだけなくすよう努めているところでございます。

今後も、先進地事例を参考にしながら、入札制度の改善に取り組んでまいりたいと考えております。万一、談合情報が寄せられましたら、談合情報対応マニュアルに基づき適正に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） ただいまの答弁で、適正に入札を執行していると、そのとおりやっってもらおうと思いますが、談合情報が寄せられたら、談合情報対応マニュアルに基づき適正に対応するとのことですが、どのように対応するのですか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） その対応でございしますが、通報された情報の内容が談合であるかどうかの判断がまず必要となります。また、談合情報には、単に談合がなされたという通報のみで具体的な事実関係の明らかでないものから、当事者でなければ知り得ないような具体的な情報まで様々でございます。情報の内容といたしましては、談合した者の氏名、その談合の日時、場所、落札予定者、落札金額等が考えられます。

次に、談合があったと疑うに足りる情報であった場合には、関係者により事情聴取を行います。落札決定以前に事情聴取を行う場合には、談合疑惑があった場合の事情聴取手順に基づき実施するものでございまして、全員が疑惑を否定し談合の事実が確認出来ない場合には、指名業者全員から誓約書を取り入札を執行いたします。状況によりまし

ては、さらに調査が必要な場合は、入札の延期または落札決定の保留を行うということにいたしております。

また、落札決定後に情報が寄せられた場合につきましては、談合疑惑があった場合の事情聴取手順に基づきまして事情聴取を実施いたしまして、全員が疑惑を否定した場合につきましては、落札者より誓約書を取るということになっております。また、このことにつきましても、公正取引委員会にも報告するというような手順となっております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、町が発注する工事に対し、公正取引委員会から独占禁止法違反として勧告、審決または課徴金納付命令があった時は、町としてどのような対処をされますか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 本町が発注する工事に対しまして、公正取引委員会から独占禁止法違反として勧告、審決または課徴金納付命令があった時の対応についてのお尋ねでございますが、斑鳩町建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領に基づき、関係業者に対しまして9カ月間の指名停止をすることになります。また、町内業者全社に対しまして、法令遵守に努めるように指導させていただくということになってございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 私は、この質問に当たりましては、町内業者に適切な利潤を受けていただきたいというのを願っているわけです。そして、町内業者を締め出したり締めつけたりということが目的ではございません。ただし、談合があってはならないと思っております。しかし、インターネットで談合疑惑になった事例等を検索すると、かなりの数が発生しております。当町の平成17年度平均落札率が96.77%と高い状況でもあります。県レベルの全国平均が94%でありますので、2.77%も高いわけです。国の防衛施設庁の談合天下り企業に対しても、厳しい処置がとられました。財政健全化を進めている当町としては、この問題にメスを入れることにより、財政健全化が図られるものではないかと思っております。

そして、先ほど述べました宮城県の落札率が78.6%、低いのですが、なぜこれだけ低いのか確認しました。公共工事が全体的に量が減ってきたことでもあります。1,000万円以上の工事は一般競争入札にしており、県内、県外からも入札をしているとのこと。予定価格は公表するが低入札調査基準価格は公表せず、入札後発表してい

るとのことです。以上のようなことがありまして、落札率が低くなっているということでもあります。談合については、表には出ないが、談合をやっているという把握はしているが、断定は出来ないということをしていました。

ちなみに、斑鳩町の平成17年度建設工事は56件で、落札額は14億5,866万8,505円で、落札率は96.77%です。そこで、もし5%でもこの落札率が下げられたら、91%台にした場合、年間約7,293万3,425円、7,300万円ほどの削減が出来るわけです。

町長にお尋ねしますが、斑鳩町ではいきいきの里祭等町独自のユニークな発想で、町内、県内、全国へ向けて発信しておりますが、この入札制度、談合疑惑について、町長の前向きなお考えと、談合が発覚した場合手続にのっとり徹底究明していただけるものと思いますが、最後に町長のご見解をお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） すべての事業発注は、税金をもとに町民の負託によって行われており、町が行うすべての発注業務について、行政に対する不正な関与はもとより、談合など違法な行為は一切あってはならないことだというふうに認識をしております。

また、現在の厳しい財政状況を引き合いに出すまでもなく、競争性を高めることによって入札価格の引き下げを図っていかなければならないことは言うまでもありません。もちろん、町内産業の振興は町の重要な施策の一つであり、町内事業者の受注機会の確保についても配慮をまいりました。

町としましても、こうした認識のもとに、これまで制限付一般競争入札の導入とその適用設計金額の引き下げや、予定価格の事前公表、郵便入札の施行、低入札価格調査制度の導入など、事業者間の公正かつ適正な競争を基本としつつ、契約手続の透明性を図るべく入札制度の改善に努めてまいりました。

今後とも、手続の客観性を高めるために、積極的な情報の公開や競争性が発揮されやすい条件の整備など、入札契約手続の透明性、公平性、競争性を高めると共に、ルール違反に対する処置の強化など不正な行為を防止するための措置を講じてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、町長から、情報公開、適正性を欠かないようにやっていきたいということがございます。全国的にも、奈良県を含めて近隣でもこういうことは現

に行われているということは事実なわけですが、なかなか表に出てこないというのが現実です。今、町長の見解も聞かせていただき、また談合情報が寄せられた場合の対応もお答えいただきました。今後とも的確にご指導いただき、町の財政健全化に向けて努力していただきますようお願いいたします。改めて入札制度については質問の機会を持ちたいと思っております。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

1 2月議会でも質問しましたが、小学校等下校時のその後の体制についてお伺いします。

小学校のその後の下校時の体制ですが、教育委員会、学校の対応はどうなっているかお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 小学校の下校時の対応ということでございますが、下校時におきましては、学校、あるいは保護者、地域の協力を得ながら子どもたちの安全確保に努めているところでございます。

1 2月議会後の対応ということでございますので申し上げますが、斑鳩小学校では、毎月第1、第3月曜日には、安全を確認する日と定めまして、昼食時には安全の歌を全校放送し、子どもたちに啓発を行っています。また、低学年の下校時には、教員が付き添いまして、下校の安全指導をしながら巡回をしております。

それから、斑鳩西小学校におきましては、1年生の下校時間を変更いたしまして、単独で下校する時間をなくしています。したがって、その下校時に教員が各地区の集合場所まで付き添って下校をいたしております。

斑鳩東小学校では、低学年と高学年の下校時間に合わせまして、校区内の3方面を5人体制で巡回パトロールを行っています。各学校とも、子どもたちの安全に関しまして、PTAにも協力を求めて取り組んでいるところでございます。

さらに、PTAの方々も安全パトロール中のプレートを自転車の籠などに取り付けていただきまして、町内の移動等におきまして活用し、子どもたちの見守り活動を行っていただいております。

また、学校安全ボランティア制度を平成17年9月から開始しておるわけですが、7カ月が経過いたしましたけれども、ボランティアの人数も当初の4人から現在14人と徐々にふえつつございます。今後も募集を行って、少しでも多くの方々の目で

子どもたちを見守っていききたいというふうに考えているところでございます。

さらに、自治会の方々や地域の老人クラブ、あるいは小地域福祉会などの自主的な活動によりまして、子どもたちの安全を守るために自分たちの出来る範囲内で立哨や巡回等を行っていただいているところでございます。

また、町行政全課で協力いたしまして、毎日下校時に合わせまして青色防犯パトロールを実施いたしております。パトロールでは、特に通学路を中心に人寂しい箇所と思われるところを重点的に巡回をいたしているところでございます。子どもたちの安全確保のパトロールをいたしております。

平成17年4月から、子どもたちの安全をより確保するために、児童生徒にかかわります不審情報を携帯電話のメールサービスで配信する子ども安全安心メールの活用を図っているところでございます。1月末現在で377人のメールの登録者がございます。少しずつふえつつありますけれども、もっと多くの方が登録していただければというふうに思っています。

これまでのメール配信内容でございますが、不審者情報が4件、不審電話が3件の7件でございます。そのうち、斑鳩町に関します内容は、不審者情報が2件、メールの内容といたしましては、1つは、斑鳩町内で全面段ボール張りの不審車両を目撃した件と斑鳩中学校の南側の路上で男性2人組の不審者による投石の件がございました。いずれも子どもたちに怪我等はございません。また、その他の件は、生駒郡内の情報でございます。

不審者情報につきましては、警察との連携によりまして、事件の確認や、あるいは被害者等の個人情報に関係もございまして、これからも慎重に対応していききたいというふうに考えているところでございます。

以上のように、学校、地域、行政におけます取り組みを行っておりますが、登下校時の子どもの安全確保は保護者の責任でもあり、それぞれの保護者が当事者意識を持っていただくことが重要であるというふうに考えているところでございますが、住民のいろんな方々が、先ほど申し上げました以外の方が、それぞれの時間帯に合せて子どもたちを見守っていただいているというのが現状でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、校区ごとの地域での活動内容はどうなっているか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 校区ごとの安全対策についてでございますが、保護者、あるいは学校安全ボランティアをはじめ各自治会や小地域福祉会などの団体で、子どもの安全のための巡回や立哨など活動をしていただいております。

斑鳩小学校区では、学校安全ボランティアとして3名登録されておまして、西里自治会、南服部自治会や錦ヶ丘自治会の方々が下校時に通学路に立っていただいております。それから、自転車等で巡回していただくなど自主的に見守り活動を行っていただいているところでございます。

次に、西小学校区では、学校安全ボランティアとして9名が登録されております。また、神南自治会や橋西自治会、小吉田自治会の方々が自主的に、斑鳩小学校区の活動と同様の見守り活動を行っていただいております。

それから、東小学校区では、学校安全ボランティアが2名登録されております。興留小地域福祉会やPTA独自の安全活動を行っていただいております。また、下校時には、教員が付き添い下校を行い、校区内の巡回及び巡視を行っているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、子どもたちの安全対策において、各ボランティア団体等で有償でやってもらっている団体等がありますか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 現在、町の学校安全ボランティアや各自治会等の団体での子どもたちの安全対策におきましては、あくまでも無償の奉仕活動で子どもたちのために活動をしていただいております。

しかし、斑鳩西小学校におきましては、学校設置当時の諸条件などから、安全指導員として1名シルバー人材センターに委託を行いまして、子どもたちの登下校の時間帯に目安地区を中心に、学校から目安地区ですね、その通学路に対しまして巡視を行い、安全確保に努めているところでございます。

また、シルバー人材センターにおきましては、有償で家事援助サービスの一環として子育て支援の中で、幼児や、あるいは小学生のお迎えや、あるいは保護者が帰宅されるまでの間話し合い手などのサービスを行い、子どもたちの安全確保に努めていただいているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、次に、前回もお尋ねしましたが、安全マップについてです。12月の一般質問で安全マップの提案をいたしました。その件に関して、その後状況はどうなっておりますか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校の安全マップの作成についてでございますが、以前に、斑鳩町交通危険箇所マップを斑鳩町PTA連絡協議会の方で作成していただいたことがございます。

現在、斑鳩小学校では、学区会で児童一人ひとりから通学路の安全について聞き取り調査を行い、その後教師が通学路を児童と共に歩いて調査をいたしております。子どもたちが下校時に一人になってしまう場所を示した通学路点検マップを作成いたしまして保護者の皆さんに子どもたちの安全確保の周知をされたところでございます。

次に、西小学校につきましては、現在、不審者対応の安全マップの作成準備を行っているところでございます。作成内容といたしましては、各学区で通学路内外において危険と思われる箇所を中心に安全マップを平成18年5月ごろに作成する予定でございます。

次に、斑鳩東小学校におきましては、平成18年度の夏ごろまでに安全マップの作成に向けて検討をしているところでございます。

いずれも、こうした状況については早期に作成するように指示をしてみたいというふう考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、次に、先日滋賀県の2園児が巻き込まれた事件があります。残忍な事件が起きているわけですが、この件についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 最近、子どもが関係します凶悪な犯罪がふえつつございます。滋賀県長浜市で園児2名が殺害されるという非常に痛ましい事件が発生いたしました。亡くなられました2名の園児のご冥福をお祈りいたしたいと思っております。

この事件では、同じ幼稚園に通う園児の保護者が容疑者となっており、その背景には子どもの安全を守るために長浜市が実施していますグループ通園に容疑者が負担を感じ

ていた結果起きた事件であるというふうに新聞報道で言われているわけでございます。これからの安全対策の考え方にも大きな影響をするのではないかとというふうに考えているところでございます。

本町の町立幼稚園におきましては、園児の通園は保護者が送迎していただくことになっております。各保護者が責任を持って送り迎えをしていただいているところでございます。

子どもの友達関係、あるいは母親同士の付き合いにも悩んでいたというふうに報道されているところでございますが、現在斑鳩町の町立幼稚園におきましては、保護者の悩みについて、各幼稚園で、子育てについて保護者が気軽に相談出来る環境づくりを進めていくと共に、保護者自身がお互いに理解、協力し、子育てについて連携を深めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

また、園児の安全につきましては、安全指導や親子防犯教室などを開催いたしましてさらなる安全対策に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 幼稚園の事件でしたが、当町の保育園、学童保育室についてはその対応はいかがですか。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先ほど教育長もお答えをさせていただいておりますように、幼稚園児がグループ登園中に園児の母親に殺害されるという痛ましい事件が発生をいたしました。大切なお子様をお預かりしております保育所、学童保育室に携わっている者といたしまして、深刻に事の重大さを感じているところでございます。事件が報道をされました直後に、各保育所、並びに学童保育室に対しまして、この事件について連絡をし、園児並びに児童への安全確保の徹底を促したところでございます。

保育園につきましては、園児の登園は保護者の方に送迎をしていただいております。保育士が朝は玄関口に立ちまして、直接保護者の方から子どもたちをお預かりをしているところでございます。

また、学童保育室でございますけれども、放課後の関係で帰宅が午後5時以前に児童が帰宅する場合につきましては、集団で帰宅するようにしております。それ以後の帰宅5時以降の帰宅には、必ず保護者の方のお迎えをお願いをいたしているところでございます。

そういうことで、安全管理につきましては、普段から細心の注意を払っているところではございますけれども、さらに保育所、学童保育室におきます安全の管理の体制の充実を図って、このような事件が当町におきまして生じないような体制を整えていきたいというように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 学童保育室は、午後5時以後は保育者が迎えをすると義務付けているようですが、午後5時以前に帰宅する児童だけの、帰る時間帯が遅いというのは危険性があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今も質問者も言われてますように、5時以前については先ほどお答えいたしましたように、児童だけで帰宅をする、それも一応集団で帰宅をさせているところがございますけれども、ただ保育室におりますのは、質問者もご承知をいただいておりますように、保育室を利用しております児童というのはかなりの数に上っております。そういうことで、保護者の勤務時間等の関係で、児童の帰宅時間というのはそれぞれ様々でございます。

そういう中で、学童保育室では、入室の申し込み時とか入室の説明会の機会等におきまして、保護者の方々に、午後5時以前に帰宅する場合につきましては、先ほども申し上げておりますように、帰る方向が同じ児童と一緒に帰るようにして、帰宅路を決めて寄り道などをしないように指導を図っており、帰宅までの安全確保を行っているということで、保護者の方々に対してそういう考え方をご説明をさせていただいております。

午後5時以前に帰る児童たちは、集団で帰っていく児童ばかりとは言い切れませんがその中にもそれぞれの理由によりまして、その一つとして塾に行くとか、その時間に親が帰宅して在宅である等様々で、すべての児童の迎えを保護者の方々にお願いするということは、その保護者の仕事の終了時間とか勤務場所等によって無理があるのではないかと、このように考えております。

子どもたちを危険から守るということは、保護者や行政の力だけでは不十分でございます。地域社会が連携して地域全体で見守っていくということが重要であって、子どもが一人で帰っても安全な社会づくりというのが必要ではないかと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） この問題につきましては、小学校の下校時の事件であったと、それから今回は園内で起きた母親の事件であったということで、非常に園内の問題は難しいところがあると思います。ただ、こういった外国の方が日本に来られると、環境、文化、言葉の違い等があつて色々複雑な思いがあると思います。国の外国人に対しての施策の問題等も、色々根深いものがあるように思われます。今後、町といたしましても小学校、幼稚園、保育所の対応をよろしく願いして次の質問にまいりたいと思います。次に、斑鳩町財政健全化検討住民会議についてお尋ねいたします。

住民会議は、平成17年7月から今まで10回行われ、3月末をもって委員会も終わり、4月6日には答申されると聞いています。また、昨年10月に出された中間報告も議会は見させていただいております。

議会においても、議員定数、歳費、委員会数等について、昨年の5月より議会運営委員会にて9回委員会を開き、1月27日に議会運営委員会で、定数15名、歳費7%、委員会は3委員会ですとまり、2月15日の全員協議会でも全員一致ですとまりました。

お尋ねします。斑鳩町財政健全化検討住民会議は、町長の諮問機関と聞いておりますが、その人数、選考基準はどうなっているか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 斑鳩町財政健全化検討住民会議の人数、選考基準はどのようになっているかとお尋ねでございますが、まず財政健全化検討住民会議の人数についてでございます。学識経験者7名と住民代表者2名の合計9名の委員で構成いたしております。

学識経験者7名の内訳及びその選考基準でございますが、まず財政健全化は行政改革と密接な関係にありまして、斑鳩町行政改革大綱との整合性を図る必要がありますので斑鳩町行政改革推進委員会から、会長、一般公募委員2名、当委員会選出の1名の合計4名の方に委員として加わっていただいております。そして、民間経営の視点を取り入れるために、斑鳩町在住の方で、現在民間企業の経営等に携わっている2名の方、さらには専門的な見地からのご意見をいただくために大学の先生1名になっていただいております。

住民代表の2名につきましては、住民と行政の協働をより推進していくために、一般公募を実施いたしております。男女それぞれ1名を公開抽選により選出させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、私が、諮問機関であるということと選考基準、その2点をお聞かせいただいたわけですが、次に質問することに引っかかってくるわけです。

議会に対して住民会議より申し入れのあった2月24日の意見交換についてお尋ねいたします。

住民会議から議会に対して、定数15名、歳費7%、3委員会を決定した経緯について意見交換をしたいという申し入れがありました。議会からは正副議長、議会運営委員会からは正副委員長及び委員が出席いたしました。

その中で、住民会議の委員から、中間報告書どおりにならないのですね。ならないのですねというのは、定数、歳費、委員会の件ですが、ならないならば公開討論会を行う住民運動を行う、議会用語でしゃべっていると難しいので難しい話をするな等の発言があったと聞いております。

住民会議の提言内容と我々議会の出した結論が大きくかけ離れてしまいましたのは非常に残念であります。我々議会も住民会議の提言内容を十分踏まえた上で慎重に議論を重ね導き出したという経緯もあり、私はこの結論に揺るぎない自信を持っております。当然、住民の皆様方のご意見は、尊重すべきものと考えております。議会に対する、定数10名、歳費15%、2委員会の提案のように、住民会議の報告書の内容については十分に審議した上で進めていく必要があるのではないかと考えております。

今後、斑鳩町は、どのような財政健全化を進めていかなければならないのか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 今後の町が進めていく財政健全化についてのお尋ねでございますが、財政健全化検討住民会議におかれましては、今月中に中長期的に取り組むべき内容を盛り込みました最終報告書を取りまとめていただくこととなっております。そのご意見を踏まえまして、平成18年度中に財政健全化計画を策定してまいりたいと考えております。

その策定に当たりましては、人件費等の歳出カットのほかにも、使用料、手数料等のアップ、新税の財源の検討など、住民の皆様にもご負担をいただく内容も含まれていることから、議会とも十分ご説明、ご相談を申し上げながら進めてまいらなければなら

いと考えております。

また、財政の健全化に向けましては、住民の皆様には訴えながら、あるいは承知していただきながら、共に財政健全化に向けて対応していかなければならないとも考えておるところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 町財政の健全化につきましては、行政の努力は当然のことですが、我々議会の協力、そして住民の皆様にもご理解いただき、共に進めていくべき最重要課題であるとは考えております。その点において、今回、住民会議の皆様と我々議会の間で意見の食い違いがありましたが、町財政を健全化していきたいという目標は同じであり、またその関心も非常に高いことを感じております。

私自身としましても、一議員として、斑鳩町の現在の財政状況における危機感を共有し、財政健全化施策に真摯に対応していきたいと考えております。そして、財政健全化計画の施策及びその実行に当たりましては、行政に対して、最小の経費で最大の効果を上げるという自治体運営の基本原則を常に念頭に置きながら、着実に進めていただくことを強く要望して、この件についての質問を終わります。

最後に、無料法律相談についてでございます。

まず、法律相談の内容の充実についてですが、現在無料にて月2回行われており、町民の法律相談に対処していただいているわけですが、この時に対応する弁護士さんと相談結果に対して、不誠実であるのではないかという話も聞いております。ほかからも私の耳に届いてきておりますが、私の相談者からも、檀原県立病院で医療ミスがあり、手術を2回進めて、その結果治癒せず、担当医は2人とも既に転移しており、連絡がとれない。問題があるならば、県の方に申し出て裁判をしてくださいとのことでした。医療ミスについては県レベルのことですので、当町出身の県会議員の方にも報告しております。その辺のことを踏まえて、相談内容をもう少し充実していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、この無料法律相談を実施をいたしております目的から申し上げますと、法律の問題につきまして、気軽にどなたでもが相談をして、その解決に向けての方向性を見出すために町民の方を対象に実施をさせていただいております。

この無料法律相談の担当弁護士につきましては、年2回に分けて奈良弁護士会から派遣弁護士の予定表というものが担当の方へ送付をされてまいります。その担当の弁護士が相談に当たっていただいておりますけれども、その相談の内容につきましては、家事、民事、刑事、行政、税務、その他6部門に分かれておまして、相談内容を6部門に振り分け、相談終了後に担当の窓口で報告をしていただいているところでございます。

また、その相談件数につきましては、18年2月末現在では142件の相談の件数となっている状況でございます。

今、ご質問いただいておりますように、担当した弁護士に対します苦情につきましては、担当の方からも奈良弁護士会に連絡をとりまして、苦情内容等について報告を行って、相談等について誠意ある対応をなされるように申し出を行っております。

これからも、住民の方がこの無料法律相談を気軽に利用していただけるように、そのような充実した相談の場になるように努めてまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、部長の方から、相談者が来た場合には、その内容をお聞きして方向性を示していくんだというようなご返事でしたが、私もその辺は重々承知しております。相談に行ったから全部最後まで解決するというようなことは、相談者も望んでないと思います。ただし、相談した内容について、全くもう話にならないというようなことを聞いているわけです。ですから、来ていただいている弁護士さんには、非常にありがたいし、こういうようなことを質問するのもどうかと思いますが、現実起こっている問題なので、その辺も注視していただきたいと思います。

次に、相談日の拡充ですが、現在月2回、8人、1人20分ですが、今後の動きはございますか。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者も言われておりますように、毎月2回実施をさせていただいております。1時から4時までの時間帯で、大体お1人20分の予定で相談を受けさせていただいているという状況でございます。

18年度からでございますけれども、毎月2回を毎月3回に相談日をふやさせていただくという計画で、予算も計上をさせていただいております。その中で、なぜ3回にし

たかと申しますと、質問者もご承知をいただいているとは思いますが、予約制になっておりますので、この申し込みをされる方も多数おられまして、このことからキャンセル待ちをされる方とか、相談日の変更をしていただかなければならないという状況でもございます。そういうことから、平成18年度から2回を毎月3回にさせていただくということで現在予算を計上をさせていただいておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 非常にこの法律相談は申込者が多くて、ほかの相談とは違い、いつも待っている、そういう状況は聞いております。そういう意味で月1回ふやしたということだと思います。相談内容の充実と拡充についてお答えいただきました。今後、弁護士会の方とも、何かありましたら十分お話いただき内容充実を図っていただきますようお願い申し上げます、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、11番、三木議員の一般質問は終わりました。

午前10時50分まで休憩いたします。

（午前10時24分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、12番、木田議員の一般質問をお受けいたします。12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 前もちまして議長に提出しておりますレジメに従いまして質問をさせていただきます。

まず1番目の社会福祉協議会の会員制度についてということで、平成18年2月5日の幸前自治会の初集会当日に、社協の辻局長が、日曜日にもかかわらず出前講座に来られた際に、会員制度の話がありました。それ以前の1月22日にも、岡本自治会の初集会では、小地域福祉会が未開設地域ということで説明に来られていました。そして、2月14日の厚生委員会でも、私がこれから質問しようという内容の説明や報告はありませんでした。この事業の開設に当たっての報告はあったけれども、内容の変更については何も申されないことに少し疑問を感じ、今日ここで明らかにしてもらうように質問をする次第であります。

その時、いわゆる2月5日の幸前初集会での会員勧誘の話の中で、自治会で話をまと

めていただいたならば、一般会員の会費の半分以上をキックバックするとの話が出されました。その時の話では、郵便局への振り込みということで、100円の振込手数料と50円の郵送料を必要とするので、500円の半額250円を自治会にバックするとの話がありました。その時持ってこられた申込資料の中にも、一切その内容については示されておりました。

ただ、会費の使い道としては、1つとして小地域福祉会への補助財源、1つとしてボランティア団体への補助財源、1つとしてボランティア推進校への補助財源と明記してあります。住民主体の福祉活動を促進するために使わせていただきたいと明記されております。どの部分にも、自治会への半額キックバックについては一切明記されておられません。

以上の方法を取り入れようとするのも、現加入会員が、12月末現在で一般会員が1180人で1,825口、賛助会員が61、個人あるいは事業所で72口との報告で、予想に反する実績でもって、積極的に会員の増加を図りたいとの趣旨で話をされているものと理解をいたしました。

しかし、考えてみると、安易な方法を取り入れて会員増との話ではないかというふうに思います。来年会員を倍にふやさなければ、本年、17年と同等の金額に到達せず、話が余りにも稚拙に展開されているようで残念に思っております。

本年1月13日の財政援助団体等の監査結果報告にも申し上げておりますように、社協は過去の地域福祉に残した功績は大きいけれども、現在は民間事業者が多くなり、事業活動区域における競争が激しくなり、基金を取り崩して収支をしのいでいる状況で特に居宅介護支援事業及び訪問入浴介護事業に関しては、人件費コストの上昇による赤字が発生していることに対し、抜本的な対策をとっていただきたいと申し上げてきたところであります。そして、検討事項のところでも、評議員会及び理事会の活性化を図るべきであると指摘をしております。各会員における活発な議論こそが現況の打破につながるものと信じております。

この質問事項について内容を知っておられる同僚の方がお話しした中では、いてなかったという状況でありまして、私がこのような話をした時には、ええ、そんなことがあったんかと、私らは聞いてないというような話が出ておりました。常々、議会と行政は両輪と申されながら、突然色々な問題が突出するのは、両輪がスムーズに回転していないのではないのかとの危惧があります。

この事業が、変更された経緯はどうであったのかについて、まず入会者が少ないのに対する分析結果はどうであったのか。いつ、誰が、あるいは会というんですかね、それが決められたのはいつであったのか。そして、その会員の方の会合での議事について、自治会へ半額をキックバックすることについては、話し合われた会の中で何も問題にされずに承認されたのか。そして、その内容について、広報や社協だよりも、それが決められて以後に発行されているかどうかわかりませんが、掲載されたかについて。それと、自治会へのキックバックについては、社会福祉協議会会員募集の用紙にも明記されておりませんが、その会費を自治会で使うことに問題はないのか。というのは、自治会費として使うということは、小地域福祉会の方で使われるということについては問題はありませんが、自治会へキックバックするということは、色んな自治会の事業において使われるということでもありますので、これはばらまきにならないのか、当たらないのかということと、本当に会員の増のみを願うならば、町民全員を会費なしで会員にすべきではないのか。

切るべきものは切るとの決意をもって臨まなければ、斑鳩町の夜明けは来ないように思います。特に、補助団体、援助団体については、行き当たりばったりの行政指導でなく大なたを振って改善を要する時期に来ているものと思います。自主性を全面に押し出して行政執行に当たらなければ破産団体への転落になるのではないかと、その強固な意思と決意をもって行政に取り組んでもらいたいと思いますけども、以上の内容について答えられる範囲内で結構でございますので、お答えを願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、1点目の決められた経緯でございますけれども、これにつきましては社会福祉協議会の理事会で検討をされて、2月の2日に決定をされたと、このように聞いております。

それから、最終的な経緯と、それからいつ誰がこれを決めたのかということは、2月の2日の理事会で決定をされたという状況になっているところでございます。

それと、自治会へのバックの問題でございますけれども、確かに小地域福祉会の活動資金に充てて、組織されているところについてはそういう活動資金に充当をしていただきたいということをご説明をさせていただいているというふうに聞いておりますし、組織がされてないところにつきましては、その自治会の地域福祉に役立てていただくようにということをご説明もさせていただいているというふうに聞いていますところでございます。

ます。

町民の方への周知の関係でございますけれども、当初、17年の4月からこの制度を導入された折には、昨年の自治会連合会の、多分互礼会だったと思いますが、その時にも社協の方から職員が出席をして、こういう制度の導入をということでご説明をさせていただいた経緯があるように記憶をいたしております。

それと、18年度の会員募集の関係につきましては、3月号の社協だよりで会員の募集をさせていただいているということと、各自治会の総会とか役員会で説明をさせていただく機会をいただいて、機会をもらえるならばその時に説明に回らせていただいているという状況で、私どもの方では把握しているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 今、住民生活部長がおっしゃった自治会へのバックについては小地域福祉会の方で使っていただきたいというふうに話させてもろうているというふうにおっしゃっておりますけど、私はこの質問をする以上は、その会合にも出ておったしそしてそういう話が出なかったから疑問に感じて、皆さんの貴重な会費を集めながら、自治会活動に対してそれを補助するのは何か違和感があるのではないんかということとその趣旨とちょっと反しているように思いますけど、それについて、やはり目的というものがあるって、それに対して会員さんが収めていただいた。17年度ではそういうことはなかったんですけども、18年度の説明というんですかね、会員さんが少ないというそのことにおいて勧誘に来られた社協の人がそういう話をされたということに対して私は疑問を感じるんですけども、それが今住民生活部長がおっしゃったように、小地域福祉会の方で使っていただけるのであれば、私は何もそういうことは申しませんが、出た話としては、自治会の方へキックバックするということをはっきりと明言されておりました、そして、うちの自治会は140何戸ありまして、全員がそこの中に参加されておらず、旧村というんですかね、幸前の1丁目と、あとは班長、それとその次期班長が参加されておるといような状況でして、その中で社会福祉協議会の会員制度の説明書きと募集の申込用紙を各戸数に応じてその時に配布されたといような状況でありまして、だからこれは何も強要はいたしませんといような形では話はされておったんですけど、しかしながらその用紙を持って帰ってもらうということになれば、そしてまた自治会でまとめていただいたならばその半額をキックバックするといような話となれば、誰かその班長さんが代表として話されたら、隣近所のことやではない

というような形にもなると思いますねんけども、中には自治会に入っておられへん方もおられるので、その方たちについては、その用紙というんですか、その協議会の会員制度のパンフレットは必要な数だけしか配布されておられませんでしたが、やはり目的に沿った使われ方をしなければ、会費を納入された方に対しても申しわけないというふうに思いますけども、はっきりとそれは小地域福祉会で使用してくださいと言われてたんかどうか、それをもう一度確認させてほしいと思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 木田議員のご指摘のように、幸前大字へ局長が出向きましてそういう話の中で、自治会にバックするという話で、言葉がうまく正確に伝わらなかったということだと思いますし、それはそれとして、局長自身が言葉がうまくいかなかったと私自身は思っています。

あくまでも、社会福祉協議会としては、小地域福祉の関係については大体4万円を補助をしておったわけですけども、やっぱりこの関係等についても色々と議論がございまして、そういう中では、世帯数等でいこうということで、その中でやはり理事の中でも郵送料が50円、振込料が100円という中で、自治会で取りまとめをいただくならば半分ぐらいは返していただいてその半分は小地域の費用に充てていったらどうかというのを提言をされて、最終的に2月2日の理事会で、今中井部長が申しあげましたように、決まったということでございますので、そういうご理解で、木田議員としては自治会にバックするというのを聞いておられるわけですから、そういうことについてはちょっと言葉的に、小地域へ還元するということを言わなかった、そういうことに問題があるのではないかなと思っております。

今後は、この関係については、出来るだけ地域は地域として頑張って活性化していくという中で、朝の質問にも出てましたように、そういうことを考えると、お互いに小地域を大事にしていこうということで、出来るだけ活動費用として地域に還元をしていたというのを踏まえて、17年度最初募集をさせていただいて色々説明に行った中でも、1,800何口しか集まらなかった。そういうことを考えますと、やっぱり2000口以上にしていかなかったらとても大変だということもございまして、出来るだけ局長もそういう自治会大字、小地域の関係を兼ねて自治会の会合に、ひとつ出来るだけそういうことをお願いしたいということを申しあげたと思いますけども、そこは木田議員、自治会にバックするという話を聞いておられるということでございますから、そ

これは言葉的に小地域ということを行わなかったということについておわびを申し上げたいと思います。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） それと、2月2日に理事会で決定されたということなんですねんけども、その中でこの関係についてどういう意見のなに出たのか、それについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まことに申しわけありません。私、2日に開催された理事会の議事録を見ておらないので、どういう意見があったのかということにつきましては、この場所でお答えが出来ないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） やっぱりね、その中でどういうふうに話し合われたのかと。大体500円の半分を自治会、その中で小地域福祉会の方にとということらしいけど、これは判断がちょっとおかしいのと違うかなと、私はそういうふうに思いますねんけども、それを聞かれて疑問も何も感じられなかったのかなと、私はそういうふうに不思議に思うてならないんですけども。

誠意というんですかね、会員さんの誠意に対して、それが報われるのかどうかということなんですけども、自治会に対しては、小地域福祉会で使うてもらえるということはその自治会の会員さんが払われたんがその地域の小地域福祉会の援助等にされるということなんでわかりますけども、しかしながら自治会にも入っておられへん住民というんですかね、その方が斑鳩町内にはかなりおられるというふうに、私はそういうふうに思いますけども、その方たちの中でも、会員制についてやはり好意を示そうと思っ出されている人もおられると思いますけども、それらについて、平等性というのか、それらに欠けるのではないかと。

やっぱりそれは、会費として集めた場合は、目的に沿ったようにやはり使っただいかなければおかしいのではないかと思いますけど、それらの疑義には、私がそういうふうに疑義と思っおるだけかどうか知りませんが、それについて皆さん方はどういうふうに判断されておるのか。町の補助団体やからそれでいいのではないんかというふうな判断の仕方でおられるのか。それらについて、やはり補助団体については指導的な立場で当たっただいかなければいけないという立場上、どういうふうにそれを解決と

いうんですか、一番の問題点は会員をふやさなければ会費もふえないということで、それを半額にして、会員が仮に先ほど町長が言われたように2,000人になったところで、結局今の会費よりはそれほどふえないように思いますねんけども、それらについての判断がそれで正しいのかどうかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 木田議員のおっしゃるように、確かにそういう観点がございませうけども、地域に小地域として還元をしていきますから、それは当然にやっぱりその地域が活性化していくと思いますし、4万円の補助金が18年度からは、100世帯未満が2万円、あるいは100世帯以上200世帯未満が3万円とか、あるいは200世帯以上が4万円という形になってまいりますから、そのことを考えますと理事の中からもそういうご意見等が出て、最終的にそういう形で決まったわけでございますけれども、そこを踏まえて、やっぱり地域活性化というのは、当然補助団体でありますけれども、そういう中でひとつ頑張ってください、地域を地域として見守っていただくことが我々としてはありがたい話であって、自治会に入っておられない人がそういう恩恵をこうむれないということになることはそれは当然かもわかりませんが、その方々でも、事情によっては、自治会には所属してないけれども、しかし声はかけて出来るだけ参加してもらおうということにもなっていると思いますし、そういう努力をやっぱりしていくことが、斑鳩町の小地域、あるいはまた地域、地域がよくなっていくんじゃないかなと考えております。

確かに、木田議員がおっしゃるように、仮に500円を半額にしたからどうかということよりも、その500円という福祉会員そのものについて、その小地域に250円をバックするということについては、私は大いにそういうことによって活性化していく。今後とも、地域、地域でそういうものになっていくことが当然であろうと思う。補助金制度をずっと継続していくことが、なかなかそういうことが出来得ない。毎年、4万円にしたかて200何万、53からこれからやっぱりふえてくるわけですから、53の小地域を考えますと、毎年200万円以上の金額がかかってくるわけですから、3年、4年たっていますと、既に600万近くの金は出ているわけですから、そのことを今度会員制度を取り入れた中でそういう一つのシステムにしていくことも私は大事じゃないかこういう論議が起こっていくことによって、地域、地域が活性化していくことにつながっていくんじゃないかと。私は、そういうことで、こういうことについては大いに皆さ

ん方に知っていただいて、そして活用していただくことがベターではないかと思っております。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 私は、斑鳩町が単独行政を決意したということは、町民の皆さん方にも少なからず負担をしていただけるというふうに思って、やはり色々な事業に対してでも、この会員制度についても負担していただけるのではないのかなというふうに思っておったんですけども、意外にも少なかった。

というのは、私かて、今まで民生委員さんがうちの会社に対して、福祉基金というんですかね、5,000円を集金に来ていただいた経緯がありますけども、昨年になくなったということで、それに対してあと何もフォローというんですか、何も無いような状況なんですけど、やはりそういうようなことを、わずかな金やろうけども、そういうことをないがしろにして、そして安易な方法でお金を集めようとしておられるのではないかなというふうに、私はそういうふうに思いますねんけど。

だから、私もこれには入っておりません。というのは、昨年うちの税理士の人とお話しとったら、色々な使われ方というんですかね、それに対して何か腑に落ちないというんですかね、そういうふうな話をされて、きちっとしたそういう使われ方とか、そういうことがなければ、やはりわずかな金やけども出しづらいというんですかね、そういうふうにおっしゃられました。私も、出来たら、今までから何十年も継続して続けてきたことですので、私も積極的にはそういうふうにさせていただこうとは思っておったんですけども、やはりそういう意見もあるということの中で、今年度、17年度はそんなんでその会費も収めておりません。

だけど、こういうなに出てきたら、今後とも、私ももうひとつやっぱりすっきりとそこへ、先ほど町長は小地域福祉会と言われておったから、それやったらいいのかなと思うけども、そういう自治会へのキックバックという話をされたので、それやったらちよっと何か腑に落ちないのではないのかなと。自治会は、やはり自治会費とか色々な会費を集めてそれで運営しておられる中で、そこへまたそれを補充するというのはおかしいのではないかなということで私はこの質問をさせていただいたんですけども、やはり斑鳩町の福祉を充実させていくためには、会員制度の充実というんですかね、それが望まれるところでありまして、社協がますます発展してもらうためにも制度の充実をお願いしなければいかんのではないかなと、私はそういうふうに心には思っております

けども、とにかく、言うてもお金ですので、ちゃんとした使われ方をさせていただかなければその人たちの好意に報いることが出来ないということで、そのような使われ方というんですか、それはちょっと私には、今でもまだ、こういうふうにと言われても納得しがたい面もありますねんけども、これに対しては堂々めぐりになるだけやと思いますので、この件についてはこれで終わらせていただいて、次の質問に入りたいと思います。

2つ目の道路に敷設されている鉄板についてということで、斑鳩町高安地区の株式会社太平化学産業奈良工場の外周に敷設されております、厚さ20ミリ、長さ3.065メートル、幅1.54メートルの26枚の鉄板の所有者と、何年も敷設されております理由と、道路は誰の所有かについて聞かせていただきたいということで、その道路は農道か里道か、それもちょうとわかりませんねんけども、なぜ道路にそのような鉄板が敷かれておるのかということで、まず道路に敷設された鉄板は構築物に当たるのか、それとも何に該当するのか。その敷設については、どこの許可を必要とするのか。敷設期間はいつまでなのか。町道であるならば、占用料というんですか、それについてはどうなっているのか。あるいは、農道、里道の場合は、その許可の条件とかその使用料というものの収入先はどこになっておるのかということで、あの地域においては、斑鳩町の一番東の端ということで、その道路について、私も、町道なのか里道なのか農道なのかについては聞いておりません。だから、何もこの件について町は一切それにはかかわっておらないというのであればそれで結構なんですけども、やはり何年にもわたって鉄板が敷設された状況にあるということに対して、事業が何か進められるのであればそれはそれで結構なんですけども、そのままずっとだれの所有物かもわからん状態でそこに放置放置というんですか、敷き詰められておるということに対して少し疑問を感じましたので質問させていただきました。それに対しての回答をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） ご指摘をいただいております道路につきましては、昭和44年に太平化学産業株式会社が工場建設に伴いまして、地元高安の水利組合との調整によりまして、隣接の農地への通路を確保していただくということで設置されてものがございます。所有は太平化学産業株式会社さんとなっております。

なお、通路に敷設をされております鉄板につきましては、そのつくられた道路がぬかるみ状態になるというようなことで、通行に支障があるということから、隣接の土地所有者の方から、太平化学産業株式会社さんの了解のもとに設置されたものと地元の水利

組合の方から聞かされているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） そういうことであれば、別にそれは問題もないとは思いますが、私見たところでは、あそこも町道ではないのかなど。そういうふう感じたというのは、古池の横の広い部分において、ごみを不法投棄した者に対しては、2年やっただか3年やっただかの罰金、あるいは1,000万の罰金を科するとかというような看板が立っておりますので、だからその部分についても町と関係するのではないのかなというふうに思ったわけなんですけども、それについては太平化学産業の用地というんですか、工場の時に使われた用地ということで理解したら、それでよろしいんですかな。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） そのように理解をしていただいて結構かと思います。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 2番については、そういうことであるので、続きまして3番の方にまいりたいと思います。

去年の一般質問の中の歩道の管理補修について問いたいということで、法隆寺国際高校周辺の歩道状況に対して、町の対応の進捗状況についての内容と方法について問うということで、それらと関連する歩道の高安の古池の西側歩道上に卵大の穴が深さ30センチぐらい有するのを3月2日の犬の散歩の時に発見したので、早急なる改善を要望したいということで、後段の部分については、早速の処理をしていただいたということでそれに対しては感謝をしております。

昨年、前項で指摘した点について、どのように検討され、その結果についての結論はどのようになっているのかを聞かせてもらいたいということで、特に町が管理している歩道部分の、町内で余り歩道は整備されておられませんけども、町が管理しておる歩道の総延長はどのぐらいなのか。そして、管理点検及び補修はどのぐらいの間隔で行われておるのか。そのほかにも、県あるいは国の管理歩道はあると思われませんが、個々の総延長とその管理点検はどのように実施されているのかについて聞かせていただきたいと思っております。

そして、歩道の幅員については、現在の交通安全対策法というんですか、それに合致した歩道延長はどのぐらいあるのか。例えば、いかるがパークウェイの歩道部分については基準に合致しておると思っておりますけども、質問該当地点は、車両制限速度が40キロ

とされておりまして、道路としても注意走行を必要とする道路であるということは明らかであります。それが、一たび雨が降れば、歩道部分が、ところどころの部分において全面浸水状態となりまして、やむなく車道へ迂回を余儀なくされる状況を打破するために改善が必要であると感じ、改善の要望をいたしたところでもありますけども、昨日現場を見に行ったところ、その対策は全くなされておらないということで、先日の雨の日も現場を見に行きましたところ、歩道部分が全面的に水につかっておりまして、そこを歩くというようなことは不可能で、やはり車道の方へ出て歩かなければ靴から浸水するような状況でありまして、それに対して、何カ月か過ぎたということで、どのような町として対策を講じられたのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） ただいまの質問につきまして、一つお断りをさせていただきたいと思います。歩道の延長関係については、資料等把握しておりませんので、後ほどまた確認して直接議員の方にお知らせをいたしたい、このように思います。

歩道関係の補修の状況でございますけれども、月2回道路パトロールをいたしております。そうした中で、支障等あれば、都度補修を行いまして、根本的な改良が必要な部分については、予算措置をいたしまして改修を行ってきているということでございます。

そして、12月議会等において議員から指摘をいただいております歩道等の問題でございますけれども、富雄川の左岸の米寿橋の高安側の擁壁関係についてご指摘をいただきました。その時、その擁壁関係について補修を行う際に、当該部分の歩道の補修工事延長的には90メートルを行ってまいりました。その工事については2月に完了をいたしております。もう1点の斑鳩高校、法隆寺国際高校の西側の歩道におきます道路擁壁との段差の解消ということにつきましては、18年度に補修工事を実施していくということで予定をいたしているところでございます。

そして、さきの質問の中で、高安古池の卵大の穴につきましては、早速補修を行いましたけれども、当該道路につきましては、県道大和郡山広陵線ということで県管理ということになってございまして、町で応急的な補修を行った後県に対し連絡をいたしまして、早急に点検対処をしていただくようお願いをいたしたところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 今の回答の中で、18年度に法隆寺国際高校の部分については改修をしていただく、工事を実施するという回答をいただきましたんで安心したんです。

けども、やはり斑鳩町の道路については、歩道が少ないというような状況の中で、月2回パトロールを実施しておるといような回答をいただいたんですけども、そのパトロール自体が、車に乗って走っておるといような状況の中で、車道においてはまだそういう破損箇所とか色んな面については判断出来るかもわかりませんが、歩道の部分についてはやはり歩いて確認をしていただかなければ、なかなかそういうような瑕疵については発見が難しいように思いますけど、そういう目視というんですかな、目視作業というんですか、そのような作業を行っておられるのかどうか。ただ、車でぱっと月2回パトロールしてそれで終わっておられるのかについて、どのような状況でパトロールしておられるのかについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） パトロールの状況でございますけれども、今ご指摘のように車に乗ったままの場合もございますし、その場所によっては歩いて確認をするところもございます。出来るだけその支障箇所の把握をするということで、道路管理をしている担当課だけの職員ではなかなか対応しきれない部分も当然ございます。職員全体に対しまして、その支障物件を発見した時には道路担当課に即連絡をしていただくというような体制もとらせていただいております、十分な維持管理に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 私は、前々から申し上げておるように、職員の方々が全町的にやはり町内におられるということで、自分の地域において、そういう道路だけやなしに色んな部分の瑕疵とかについては、もう役場を出たら仕事は終わりというようなことでなしに、やはり斑鳩町を一丸となって、単独で行政を進めていこうという決意があるならば、そういうことを積極的に発見していただいて、そして町の方に報告していただいて、大事に至らないようにやっていただきたいと思いますということを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、12番、木田議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時32分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

続いて、13番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、学校評議員制度についてですが、本会議の初日に町長の施政方針演説の中で、学校評議員制度を創設する旨の報告がありました。新たに創設される制度ということもありまして、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

「学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開するため、新年度より学校評議員制度を創設していく」とのことですが、制度導入の目的とどのような効果が期待出来ると考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校評議員制度についてでございますが、その導入の目的、あるいはその効果についてどう考えているのかというお尋ねでございます。

学校評議員制度につきましては、平成18年度から斑鳩町の幼稚園、小学校、中学校で導入を予定をいたしているところでございます。

この制度は、現在進行しております教育改革におきます開かれた学校づくりの一環として導入されているところでございます。学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、手を携えてよりよい教育の実現を目指すと共に、学校の自主性、あるいは自律性を高めまして、学校が地域の声を一層把握しながら、適正に学校の教育活動を進めていくことを支援することを目的といたしております。つまり、校長が保護者や地域の方々の意見を幅広く聞くためのもので、このことによりまして学校が家庭や地域と連携、協力しながら、地域や社会に開かれた学校づくりや特色ある教育活動を展開することを一層推進出来るというふうに考えているところでございます。

現在、全国的に設置が進んでおりまして、昨年8月の調査結果でございますが、全国の公立学校の設置状況の割合は78.4%となっております。県下の設置状況は、52.5%と低い状況でございましたが、昨年の8月から以降さらに設置数が増加しているというふうに思っています。

このような設置状況を踏まえまして、本町におきましてもこの制度を導入すべく検討をまいりまして、準備を進めてきたところでございます。その結果、18年度より実施することとしたところでございます。

本町の学校評議員制度実施要綱の一部を紹介いたしますと、本町の幼稚園、小中学校に設置し、学校評議員は保護者、あるいは地域住民、地域団体、関係機関等の関係者、及び教育に関する理解や識見を有する者のうちから校長が推薦いたしまして、町の教育委員会が委嘱するということになっております。また、その定数につきましては、各学校、幼稚園ごとに3名から5名以内というふうにいたしております。なお、学校評議員につきましては、無報酬でご協力をいただくことをお願いをしたいというふうに思っています。

そして、ご質問の今後期待される効果についてでございますが、最初にも述べましたように、より開かれた学校づくりを目指すために、学校がより保護者や地域住民等との声を聞き、協力を得ながら、よりよい学校づくりを推進することにございます。

具体的に申しますと、1つには、特色ある学校づくりへの取り組み、2つ目には、子どもたちの地域ぐるみの育成、3つ目には、総合的な学習の時間などへの支援、4つとして、地域の行事や福祉施設等々との連携、そして5つ目に、学校評議員による学校評価等色々な面でご支援をいただき、教育活動をより活発にし、また学校としての説明責任を果たしながら、よりよい効果が発揮出来るものというふうに期待をいたしております。

特に、子どもたちに社会生活のルールや規範意識を身につけさせ、豊かな心を育てるためには地域全体として子どもを育てていただくことが最も大切でございまして、学校評議員は学校と地域の架け橋になっていただき、学校が地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域と連携協力しながら、一体となって子どもの健やかな成長を図っていくための制度であるというふうに私は思っているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、教育長の方から答弁いただきましたように、開かれた学校ですね、私も現在の子どもの取り巻く環境の急激な変化の中で抱える様々な問題というのは、学校だけで考えるものではなく、家庭や地域社会とも協力をして解決をしていくことが必要だというふうに考えています。これまで以上に、学校を家庭や地域に密着したものにしていくために、また情報公開という観点からも開かれた学校にしていく、その点でこの学校評議員制度を創設していくなら、ぜひ有効なものにしていただきたいというふうに思います。

あと、今教育長が答弁いただいた中で、総合学習の支援ということをおっしゃってい

たんですけれども、それは地域に出向いていって地域の方と交流を深める、そういうことを理解をいただくというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 当然、総合学習の中では、今も行っておりますように、地域の皆さん方のそうしたノウハウを直接子どもたちが指導を受けるというふうに外部へ出ていく者もございますし、また地域の皆さん方にご協力をいただいて、学校の中でご指導をいただいている部分もございます。そうした中で、評議員の皆さん方に学校を見ていただいて、そして総合学習等で必要な方についてはご紹介いただくという場合もございますし、色んな形で、学校長の学校経営に対しての支援、援助をするというのが評議員の任務と考えておりますので、そうしたことへの助言、指導というものも当然入ってくるかというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） わかりました。この学校評議員制度、2000年の1月から教育基本法の施行規則の改正によって位置づけられておまして、そしてこれまでの間準備をしてこられて今回立ち上げるということですが、私今回質問をさせていただくに当たりまして、私なりに少しインターネットでこのことを調べてみたんですけれども、栃木市にある中学校では、立ち上げに当たって4つの点について配慮をされていました。大きな柱としてですが、趣旨の正確な理解、そして具体的な設置形態の検討、3つ目に学校評議員の構成、4つ目に十分な説明のための準備、これは立ち上げの段階で4つ柱として考えておられた部分です。さらには、校内組織との関係として、学校としての説明責任、2番目に職員会議との連携、3つ目にPTAなど既存の組織との役割分担、この点を明確に定めて運営を行っておられるようでした。

今、申しあげました7点は、これから斑鳩町も制度を創設するに当たって十分位置付けを検討していただきたいというふうに思うんですけれども、また取り組んでおられるところの成果として様々なものが紹介をされていたんですけれども、そういったものを何点か紹介をしますと、前年度に評議員会議を行った成果として、例えば運動会を参観しておられた評議員さんが、応援団が改善されて、何回もアンコールが続くなどとても素晴らしい行事になったとか、あと、先ほど教育長も言うておられましたが、特色ある学校づくりとしては、保護者や地域の方は、すべての人が、自分ところの学校が一番だという強い認識を持っていただいているので、ぜひもっとそうした思いを強く持ってい

ただけるようになっていただきたいということで、児童生徒がとても生き生きしている様子や、保護者、地域の人々にも愛着を持ってもらえる学校づくりが進んでいる様子というのが評議員会議の意見として出されていました。

さらに言いますと、学校評議員制度の問題点ということで少し挙がっていたんですけども、大分市のある小学校の例を挙げて指摘がされていたんですけども、この制度を学校と地域の情報交換の場、地域の声をくみ取る場ということで、これは間違っていないんですけども、学校参画というよりも特に情報交換の場としてのみとらえられる傾向があったり、また先ほど話の中にもありましたけれども、PTAとの区別が付きにくい、こういった点が問題点として挙げられておりましたので、斑鳩町で創設をする際には、特にそういった点に注意をしてこの制度創設を考えていただきたいと思います

そういった意味で、先ほど委員構成についてはお答えをいただいておりますので、この制度の理解を広げていく、このことというのは非常に大切であると考えられますけれども、制度を保護者や地域住民の皆さんにどのように啓発をして、さらには学校評議員制度の成果についてどのように周知をされていこうと考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校評議員制度につきましては、各学校、幼稚園で実施する制度でございまして、学校評議員の意見、あるいは助言等につきましては、やっぱりプライバシーに関する情報もあるわけでございますが、そうしたものを除きまして、学校だより等で周知を図っていきたくと思いますし、またPTAの役員会等でも報告を行っていく考えをいたしております。そうしたところにこの制度の周知を図りまして、その成果について公開をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） PTAの役員会、学校だより等で定期的に広報活動をしていただき、より地域住民の皆さんや保護者の皆さんに理解をいただくことによって学校が生き生きとしてくる、そういった学校参画をしていただける制度として町としても取り組んでいただきたいし、またその経過の報告というのもどこかで何らかの形でいただけるというふうには思っておりますので、その報告をお願いをしておきまして、この質問は終わらせていただきます。

それでは、2番目に、軽度発達障害支援についてお尋ねをしたいのですけれども、こ

れまでも、LDやADHD、また高機能自閉症などの軽度発達障害を持つ子どもさんへの支援に対する対応を求める声があり、色々な努力で対応をいただいていたというふうに思うんですけども、ノーマライゼーションの理念、障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現を目指す、これに基づく支援体制の確立は大幅におくれているというのが、今の社会状況ではないかというふうに思っています。

そうした中、今回、障害者基本法とも関連をした内容で含まれた「特別支援教育を推進するための制度のあり方について」という中央教育審議会の答申が出たことを受けて町はどのように対応を考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 「特別支援教育を推進するための制度のあり方について」ということで、文部科学大臣の諮問機関であります中央教育審議会に、平成16年3月に諮問されまして、17年12月8日に答申をされたものでございます。

その答申の基本的な考え方として、障害のある幼児児童生徒の教育の基本的な考え方につきまして、特別な場で教育を行う今日までの特殊教育から、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育に転換していくということでございます。

その具体的な内容といたしまして、まず児童生徒の障害の程度や重複化に対応いたしまして、一人ひとりの教育のニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行うことが出来るようになっていきます。盲聾養護学校を種別を超えた学校制度、いわゆる今仮称でございしますが、「特別支援学校」というような名称に言われておりますが、に変更していくと共に、（仮称）特別支援学校の機能として、小中学校に対する支援を行う地域の特別支援教育センターとしての機能を兼ね備えたというように明確にその位置付けをされているところでございます。

また、小中学校におきます障害児教育も見直されてまいっております。この中で、特殊学級と通常の学級における交流及び共同学習を促進すると共に、特殊学級担当教員の活用によりLD、学習障害でございますね、ADHD、注意欠陥・多動性障害、あるいは高機能自閉症といった軽度発達障害の児童生徒への支援を行うなど、特殊学級の弾力的な運用を進めるとの方針が示されています。

さらに、特殊学級について、障害の多様化を踏まえまして、柔軟かつ弾力的な対応が可能となるような制度のあり方について、具体的に検討をしていく必要があるとのことで、制度として全授業時間固定式の学級を維持するのではなく、通常の学級に在籍した上で、障害に応じた教科指導など必要な時間のみ特別の場所で教育を行う（仮称）特別支援教室と転換することについて、今後検討をしていく必要があるとの内容でございます。

（仮称）特別支援教室に転換されますと、軽度発達障害、LDあるいはADHD、あるいは高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒が、原則として通常の学級に在籍いたします。教員の適切な配置、ティームティーチング、あるいは個別指導や学習内容の習熟に応じた指導などの工夫によりまして、通常の学級において教育を受けつつ、必要な時間に特別の指導を受けるようになるというふうにされておりました、教育委員会、学校と共にこの動向に注視しているところでございます。

さらに、このような障害児教育体制の転換に対応するために、すべての小中学校におきまして特別支援教育コーディネーターを指名いたしまして、公務分掌に明確に位置付けることが求められています。特別支援教育コーディネーターにつきましては、各学校において、障害のある児童生徒や発達や障害全般に関します一般的な知識及びカウンセリングマインドを有し、学校内で関係機関や、あるいは保護者との連絡調整役としての役割を担う者とされています。

当町の教育委員会では、特別支援教育転換への対応を図りますために、平成17年度に特別支援教育体制推進事業の地域指定を受けまして、特別支援教育コーディネーター養成講座、これは年6回開催されるわけでございますが、その講座に各校1名ずつ派遣いたしまして、2月に5人全員が修了したところでございます。

また、軽度発達障害の児童生徒の状況は様々でございまして、周囲の環境によって変化することも多いために、個別かつ弾力的な指導及び支援が必要となっておりますので、各学校において、通常学級の教員の配慮、それから個別指導や学習内容の習熟度に応じた指導の工夫などが有効であるというふうに考えられることから、小学校、幼稚園において軽度発達障害ではないかと考えられる幼児児童に対する指導内容、方法に関しまして巡回相談を受け、個別の教育支援についての研究を進めてまいりました。

さらに、18年度以降は、特別支援教育コーディネーターを中心に、答申で示された方針について教職員の研修を実施していくと共に、LD、ADHD、高機能自閉症を含

め様々な障害について、全教職員が幅広く基礎的な知識を有することが出来るよう努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、教育長の方から示されました。既に、コーディネーターの育成については終わっており、そして全教職員にも理解を広げているというところでして、この軽度発達障害支援というのは、なかなかやはり障害者への支援ということで、認識をしっかり理解をしていく、制度の相互理解と共に保護者や教職員、そして子どもさん本人、さらには障害を持ってない子どもさんにも共通に認識をしていただくということが非常に大切であるというふうに書かれておったんですけども、そういったところでは、非常にナイーブな問題といたしますか、慎重に扱わなければいけないということがあるんですけども、先ほど習熟度別に指導をしていくというふうにおっしゃってましたけれども、もちろん方針の中でそういうふうには書かれてはいますが、そうした時に色んな配慮をされているというふうに思うんですけども、斑鳩町の場合はどのように対応されているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 確かにおっしゃっていただいておりますように、習熟度別に指導するというは非常に難しい面があるのは事実でございます。しかし、その子どもの障害の程度等々について、やはり十分調査、あるいはその子どもの生活の実態を見ながら何がいいのか、どういう形がいいのかということは、やはり教員の中で判断していく必要があるだろうというふうに思います。その中で、やはり一番その子に適した方法をとるべきではないかなというふうに思っています。そうした場合に、やはり保護者等の理解も必要でございますので、そうした点では保護者とも十分協議しながら、その子の一番いい方法での指導といたしますか、教育といたしますか、そういうものをしていかなければならないというふうに思っておりますので、そういう点では、十分その子どもの状況実態というものを把握する必要があるというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 具体的にというところで質問しますと、説明するのが大変難しいのかなというふうに思います。教育長の方も、そういうことは念頭に置いていただいて対応をいただいているということなので、理解をしたいと思います。

それと、あと体制なんですけれども、特別支援学校との連携というのは、これまでに

も図っていただいております、今後もそういう体制に変わりはないと思うんですけれども各学校間の連携、そういうのは、町内の小中学校間、幼稚園との連携というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 現在も、就学指導委員会等で小中連携をしながら、それぞれの子どもの適正な就学に向けて、就学指導委員会でも連携をさせていただいております。当然、今も申し上げましたように、コーディネーターがおりますので、そうした者が担当する学校で教員の指導をし、また斑鳩町全体でやはりコーディネーターの交換会、あるいは研修会等も実施する必要があるだろうというふうに思っております。したがって、そうした中で、町内での交流といいますか、意見交換といいますか、そういうものは十分出来るというふうには考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） そうしましたら、就学指導委員会の中で就学については各校交流をされて、どういった対応が適切であるのかという話をされていると思うんですが、この答申の中に、幼児から卒業後までの支援をするようにというふうに書かれているんですけれども、就学をする時には、各、例えば町内の学校とか連携をとっている学校に行くということで比較的町の方としても把握しやすいし、その後の様子なんかも把握しやすいというふうに思うんですけれども、例えばこれが卒業後就職をするというふうになった時の支援というのは、町としてどのようにされているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 当然、中学校で卒業される場合については、中学校の方で進路指導という中で障害児に対しての指導もしているわけでございます。その中で、高等部へ進学される方、あるいは高等部へ行かないで自宅でおられる方、あるいは作業所に行かれる方、色々あるわけでございます。そうしたものについては、中学校の段階で、進路指導の中で、その子どもと保護者と十分相談させていただいて、進路について助言をさせていただいているところでございます。高校卒業については、高校の高等部の方でそうしたご指導をいただけるものというふうに理解いたしております。またそれは、あと地域に帰られた場合にどうするのかということになりますと、福祉作業所等で、今、斑鳩の場合は2カ所あるわけでございますが、そうした中で対応していただくことになるというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 対応もいただいているという答弁をいただきましたけれども、特にやはり障害を持たれる方が、どうしても社会的に自分が能力がないだとか、そういうふうに思い込んでしまっていて、自己の評価を、低い評価をしてしまって、なかなか活発に社会に出ていけないと、そういった状況もあるというふうにお聞きをしているんですけれども、そういった障害者の方の意識に対しましてもしっかりと支援をしていて、そして斑鳩町でやはり幼いころから育ってきている方が多いですから、幼児の時期からしっかりとそうした障害を認識いただいて、社会に対して抵抗感とか劣等感を持たなくてもいいような教育支援というのを心がけて今後対応を図っていただきたいということをお願いをしておきまして、この問題についてもこれぐらいにさせていただきます

それでは、次に少人数学級ということですが、この問題につきましてもこれまでにも、斑鳩町議会の中でも何度となく一般質問がされてきているという経緯もあります。また、1998年の12月議会では、「30人学級の法制化と教職員定数改善計画の策定を求める意見書」、これが採択をされております。さらには、住民さんの中からも、これまでに少人数学級、30人学級を求める要望書などが提出されており、より少ない人数で学級編成を組むというのが求められている、このことは理事者の皆さんも認識をいただいているというふうに思いますけれども、またそうした全国でも、各自治体で少人数学級を求める声や運動というのが大きく広がる中で、現在では45の道府県小中学校で少人数学級編制が実施をされています。

また、そうした各自治体の取り組みにこたえるべくして、国の方でも、より現場に近いところに権限をおろすべきとの見解から、人事権を市町村に移譲する。これは、県から市町村にということですね。さらには、学級編制についても市町村の裁量で行えるようにしていこうという方向が今示されていると思います。

そういった流れがある中ですが、財源的な問題もありまして、斑鳩町としてはこの少人数学級の実施に向けてどういった考え方を持っているのかお聞きをしたいという観点から質問をさせていただこうと思います。

まず、1点目に、来年度の学級編制、これはどのようになるという見込みなのか、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学級編制につきましてでございますが、普通学級につきまして

は、従前どおり1学級40人で考えているところでございます。障害児学級につきましては、平成17年度までは8人で1学級の定員であったわけでございますが、18年度から6人で1学級ということで学級編制が改正されています。

3月1日現在の斑鳩町の子どもたちの数で学級数を判断いたしますと、障害児学級も含めまして斑鳩小学校は児童数789人で27学級、そして西小学校では児童数392人で16学級、斑鳩東小学校では児童数474人で18学級、斑鳩中学校では生徒数451人で17学級、斑鳩南中学校では生徒数305人で11学級という予定をいたしております。しかし、まだ3月の今日は8日でございますので、これから子どもたちの出入り、親の転勤等で色々人数が変わってくるわけでございますが、今後まだこの子どもたちの数は増減するものと理解をいたしております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） まだ確定ではないということですが、私も少し人数の方を調べさせていただいたんですけれども、来年度では斑鳩小学校で、定数が40人学級いっぱいの40人になるのではないかという見込みになっているというふうに思うんですけれども、これは昨年斑鳩東小学校でもぎりぎりいっぱいの定数になっていたのではないかというふうに思いますが、そうした小学校の新1年生の学級が定数いっぱいになることに対して、保護者の方から弾力的に学級編制をしてほしい等の要望などはなかったのでしょうか。また、定数がいっぱいになるというその認識については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、おっしゃっていただいている斑鳩小学校では、3年生が今39人になっているというふうに思っています。こういった方については、現在少人数授業という制度がございまして、斑鳩小学校では3名の少人数加配を受けていますし、また東、西におきましても1人ずつそれぞれ少人数加配を受けているところでございます。

この中では、少人数学級に移行してもいいと、こういう国の方の指針があるわけですが、斑鳩町の場合は少人数授業を実施して、より多くの子どもたちが少ない人数で勉強をしていくということで今取り組ませていただいております。

したがって、私としては、現在国が定めております、あるいは奈良県が教員配置いたしております1クラス40人学級というものを基準にして今後も進めていきたいと

いうふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、教育長、少人数指導の方で進めていきたいというふうにお答えをいただいておりますけれども、これまで県の方も第7次の教員配置計画の中で、奈良県下のすべての学校の各学年に加配をしていくという方針を定めて、平成12年から17年までの5カ年の計画で進めてこられたというふうに思うんですが、その目標どおりに来られてないというのが現状だというふうに思うんです。そうした中で、県と斑鳩町とで、どういう要望をされて、また県の方からもどういう答えになっているのか、そのところはすごく関心を持っているところなんですけれども、今度また新しく第8次の定数改善計画というのを平成17年度でつくるというふうになっていますことから、文部科学省の方が予算要求を出しているんですけれども、この計画に向けて、小学校1年生では、基本的な生活習慣や学習態度を身に付けさせたり不登校の児童生徒への対応を行うため、副担任の配置、あるいは35人程度の少人数学級編制を行うことが可能となる教員定数の改善ということで項目を挙げておられるんですけれども、これには、

「教職員のあり方に関する調査研究協力者会議」というのが開かれてまして、この答申を受けてのことだというふうには思っているんですが、この中では、いわゆる小学1年生、小1プログラムというふうに名付けられていますけれども、そういった課題に焦点を絞った対応が必要であると。実際小学校低学年の場合、学級とは別に学習集団をつくるよりも、基本的な生活習慣や学習態度の育成のために、集団生活と学習集団とを一体として少人数化を図ることが効果的と考えられる。このため、例えば35人学級などの少人数学級編制や副担任など教員の複数配置による指導などが可能となる教職員配置をすべきであるということで、小学校1年生に限ってというわけではないですが、特に小学校1年生では、少人数指導という考え方よりも少人数学級を取り入れていくべきだという、これは国の方針であるというふうに思うんですが、そうした方針が今示されている中、教育長はどのようにお考えになるでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 第7次の定数改善では、2万6,900人の教員を5年間で増員するという方針を出されまして、18年度については、今、議員がおっしゃっていただいておりますけれども、まだ具体的に来年度の教員配置を定めたというものはございませんで、今、申し上げましたように、障害児学級の8人を6人に改善したというのだ

けが、今、私の方に入っているところでございます。

国の基本的な考えとしては、40人学級は変わらないというふうに思っています。そして、都道府県の裁量によって、35人学級、30人学級、それはその都道府県の裁量でやってくださいということでございます。今のところ、奈良県では、そうした35人30人というような学級に編制をするというような考えは持っておらないようでございますので、斑鳩町としても、現在のところ、40人学級で実施をしてみたいというふうに考えております。

なお、先ほども申し上げましたけれども、少人数加配の中で学校としてどれが一番その学校運営上、あるいは子どもたちの教育指導の中で一番いいのかということで、色々学校の中で校長の判断で、今少人数授業がより、斑鳩町の場合、それぞれの学校の中で子どもたちへの指導がしやすいというふうに判断されて、今少人数授業として実施をさせていただいているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 弾力的な運営、県から加配で来ている教職員に担任を持たせて少人数学級も出来るけれども、今のところ少人数指導で斑鳩町は考えているということですが、財源的な問題もあるというふうに思うんです。国の方として第8次の計画が示される中で、町の方としても方向がまた定まってくるのではないかとこのように思うんですけれども、国の方としては、県から市町村に学級編制等の裁量を認めながらお金は出さないよというのが今現状になっているというふうに思うんです。さらには、以前に義務教育の国庫負担の削減によって地方は大きな影響を受けているというふうに思うんですが、文部科学省の方では35人学級、特に1年生については進めていくべきだという見解ですが、財務省の方でお金がないからということで止められてしまっているというのが今の国の流れだというふうに私は認識をしているんですが、義務教育国庫負担の削減が行われたことによって、斑鳩町としては今どのように影響を受けているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 斑鳩町に直接義務教育の削減によって影響を受けているかとなりますと、私は特に削減によって影響を受けたというふうには感じておりません。ただ県としてはその定数の先生を確保しなければならないということで、非常に県としては負担が大きくなっているのではないかなという思いはいたしております。

ただし、今回の18年度の教員加配の中で今申し上げましたように、障害児学級について一部定数の改善をされました。配置を受けているわけですが、本年度、18年度は、急激に先生がその配置基準によって減員となる教員については緩和措置で、17年度配置された教員の人数に戻して、そして各学校に必要な人数を配置すると、こういうことで18年度は実施されているところでございます。しかし、この制度が19年度も同じような緩和措置で県としてされるかどうか、これはまだ今のところわからないわけですが、そうしたものが仮に、これは仮の話ですが、ないとしたら、若干障害児学級、各学校の教員数について減員が出てくるのではないかなというふうに推測をいたしております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 8人から6人にしてきているということは評価が出来るというふうに思うんですが、県の方に国からの負担の削減によって影響が出ている。それが県が出している方針を目標達成出来ない一つの原因になっているというふうにも思います。

また、今後、先ほども言いましたけれども、第8次の計画が出される中で、町としてもその動向を見ながら対応を図っていただきたいというふうに思うんですが、やはり私としては、文部科学省が示しているように、特に小学校1年生、また以前に声がありました中学校3年生等については少人数学級で、進学等、また新しく就学をされた子どもたちに対して、学業以外の部分でもしっかりと配慮をいただけるような学級編制をお願いしたいというふうに思うんですが、私以前にそうした中学校3年生の保護者から要望があつて、町が町費講師で対応をされたということを聞いたことがあるんですけども町費講師の場合は担任を持つことが出来ないというふうになっているというふうに思うんですが、その時はどのような対応をされたんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 以前の中学校での加員でございます。これは、県費の教員を担任に充てまして、その補充に町費講師を充てたということでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） そうして保護者の方から要望があつた際には、弾力的に対応していただいているという斑鳩町のそうした経過も踏まえまして、今後もこういった形が子どもたちにとってよいのか、また保護者の皆さんがこういったことを求められている

のか、そういうことも念頭に置きながら、出来るだけ早い段階で少人数学級等に移行していけるよう努力をしていただきたいというふうをお願いをしまして、次に移りたいと思います。

次に、アスベスト問題なんですけれども、この質問につきましては、前回、前々回と継続をさせていただいております。今回、先日、石綿による健康被害の救済に関する法律、これが国会で成立をしまして、この法律によって、労働者災害補償法等で補償されない石綿により罹患している方及び法の施行を前に、これら疾患に罹患し死亡した方の遺族に、医療費等の救済給付が支給されることになりましたということなのですが、これを受けて3月末から救済給付の支給にかかわる申請の受け付けが始まっていきますがまたそうした問い合わせ等が町の方にも入ってくるのではないかとというふうに思いますので、そうした時には十分に対応をしていっていただきたいというふうに思います。

その点をお願いをしておきたいと思うんですが、これまで質問もしてきましたけれども、県と関連企業とも連携をして検診等長い取り組みが求められるというふうに思います。アスベストについては、石綿を吸い込んでから40年たって発病するといった状況もあることから、本当に長い目で対応を考えていかなければならないということでは、町としては今後の対策というのはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 当町におきましては、平成17年度から、以前にもお答えはさせていただいていると思いますが、肺がん、結核検診を実施をいたします際に、今まで使用をしておりました問診に加えまして、石綿に起因する肺がんの心配の有無とその理由というのを、全員の受診者の方に聞き取りをさせていただいております。そのことを踏まえまして、担当していただきます医師の方々には、留意をして読影もしていただくようにということをお願いもしてまいっております。

また、不安を抱いておられる住民の方につきましては、直接撮影の方法とか、あと専門外来受診の勧奨なども含めまして相談に応じているところでもございます。今後も、このようなことで継続をして実施をしていく考えでございます。

検診につきましては、少なくとも年1回の継続受診というのが重要でありますことから、アスベストにより健康被害というものを念頭に置きました肺がん、結核検診の積極的な受診を、今後も住民の方々に勧奨をしてまいりたいというふうに思っております。また、呼吸器系の検診とか相談体制につきましても、町だけではなくに県の方にも

積極的に働きかけていきたい、このように思っております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 町の対応につきましては、以前にもお答えをいただいておりますが、肺がん検診等で積極的に聞き取り調査等を行っていただき、不安のある方に対しては直接撮影も行っていただけるとのことなので、その方針で今後も続けていっていただくようお願いをしておきたいと思うんですが、県の対応として、以前に三室病院の方で専門的な医師を置いて対応を図っていただいていたんですが、その後10月から12月ぐらいまでいた医師が今はもう既になくなっていて専門的には対応いただけないということですが、私はやはり近くにニチアスや竜田工業さんがある地域として、県も格段の配慮をしていただき、やはり三室病院で専門的にそうした検診や治療等が出来るような形で対応いただきたいというふうに思うんですが、町の方としてしっかりとそういうことを県に要望していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） もしも私の認識が間違っておったら申しわけございませんけれども、今、三室病院の方で専門の医師ということで質問があったわけですがけれども、三室病院においてアスベストの関係について、それらを専門にやるという医師の派遣というのはされておらないというように私は認識しております。それは、相談体制としての充実を図るんで、呼吸器系の医師を派遣をされておったようにということで認識をしておったんですけれども。

あと、今、質問者も言われてますように、当然そういう形で、アスベストに関しての専門の医師というのがかなり少人数であるというようにも聞き及んでます。だから、県立の三室病院まで派遣が出来るかどうかわかりませんが、私どもといたしましても、そういう形で町内にもそういう事業所がありましたことから、今現在はアスベストを使用はしていませんけれども、そういうことで住民の不安を一掃するという意味からも、県の方にはそういう派遣方の要請はさせていただきたいと、このようには思っております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 少し私の認識が違っていたようなので、その点は訂正をさせていただこうと思いますけれども、町の方としても県に引き続き要望をしていくということをおっしゃっていただいておりますので、ぜひ実現に向けて要求をしていただきたいとい

うのと、あと関連企業として竜田工業さんがあるわけですが、竜田工業さん、町の方としても連携、指導を行っていただいて、長い取り組み、検討をいただいているというふうに思うんですが、竜田工業さんの見解というのはどのようにつかんでおられるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この件に関しましても、竜田工業の取り組みにつきましても、お答えもさせてもらっておったと思うんですが、昨年の9月以来、竜田工業の費用負担で近隣の住民の方々等も対象として健康診断が実施をされているところがございます。その結果といたしましては、要経過観察と診断された方につきましては、継続してケアをしていく方針も、竜田工業の方からも聞かされております。竜田工業が独自に作成をしました健康手帳の交付もされているようでございます。1年に1回ないしは2回実施されます定期検診の費用負担はもちろんでございますけれども、2～3カ月に1回専門医によります健康相談も竜田工業の方で実施をされているというように聞いているところでございます。

また、あと新たに健康診断を望まれる方が出てきた場合の対応でございますけれども、竜田工業の方では、平成17年9月9日で健康診断の申し込み受け付けを終了はされているところでございます。しかし、その後も相談のありました方につきましては、竜田工業の方で臨機応変に対応はさせていただくということでございます。

既に、大きな社会問題になりましたから半年以上が経過をいたしているわけでございますけれども、竜田工業におきましても、近隣自治会の住民の方の健康相談の実績の周知も報道関係を通じてされております。今後、新たな希望者が出てこられるというのは極めて低いのではないかとこのように感じているんですが、万一、先ほども申し上げましたように、申し込みがありました場合は、竜田工業といたしましても、専門医の紹介とかでその対応を見て、色んな形での引き続き臨機応変に対応をしていただけているように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 竜田工業の方も今後に対応をしていただけるといことなんで私も安心をいたしております。

さらには、国の方で新法をつくりましたけども、その対応については不十分であるということ私を強く言いたかったんですが、時間がないので、今後町の方からも、より

充実した取り組みをしていただけるよう、5カ年で見直しをするというふうになっていますので、どんどん自治体の声を上げていっていただきたいというふうに要望をしておきたいと思います。

それでは、5番目の青年の雇用問題についてですが、総務省の労働力調査によりますと、非正規雇用者数、パートやアルバイトというのは、10年前から比べまして593万人増加をし、2004年度には1,564万人にもなっています。また、正規雇用者は395万人減少し、3,410万人と労働者の3人に1人、若者の2人に1人は非正規労働者です。今、ハローワークでは、求人の約4割が派遣か請負の仕事という実態のようですが、特に15歳から34歳のフリーターと呼ばれる若者の平均年収は106万円で、正規社員と比べて3分の1しかなく、UFJ総合研究所の調査によると、生涯賃金で見ますと、フリーターが5,200万円に対して正社員は2億1,500万円という結果が出ておりまして、雇用の二極化、これが社会格差を広げる要因になりつつあると思います。

斑鳩町も例外ではなく、こうした状況が深刻な少子化を招いており、町の将来にとっても危機的な事態であると考えます。また、以前にも申し上げましたように、正社員の求人が少ない、このことから本人が望んでも正社員として就職が出来ず、大学を出て100社以上採用試験を受けても就職出来ないといった状況から、就職すること自体をあきらめてしまい、若者がフリーターとして固定化してしまう、そんな状況が生まれています。

雇用問題の一番の解決策は、雇用をふやすということにはほかなりませんが、町単独でなかなかそのようなことも難しい。以前ありました緊急雇用特別対策事業というのも打ち切られてしまいましたので、本当に難しいというふうに私も認識をしております。

そうしたことから、これまで青年の雇用対策として町がどういったことを出来るのか、こういう観点から質問をさせていただいておりますが、今回2006年度に向けて、国が若者の雇用対策として新たに予算を組んだ、このことを受けまして町も国や県と連携をし、活用出来る施策の検討についてどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 平成18年度国におけます青年の雇用問題に対する予算とのかかわりについてでございます。

増加傾向にありますフリーター、ニートと呼ばれます若年無業者、若者の高い離職率など、若者の職業意識の変化や人材ニーズの変化を背景としたフリーターの常用雇用化及びニート等若者の職業的自立の支援などの予算が計上をされております。

その主な概要といたしまして、フリーター25万人常用雇用化プランを推進すると共に、ニート等の自立を支援するための地域におけます体制の構築、若者の就業をめぐる悩みに対する専門的な相談体制の整備など、働く意欲や能力を高めるための総合的な取り組みによりまして、若者の職業的自立を促進するという施策が盛り込まれております。また、学生から職業人への円滑な移行の実現を図るため、募集採用方法等の見直しなども推進するなどの新規の施策も盛り込まれているところでございます。

町としては、国、県がこれらの施策を今後具体化される中で、町が活用出来る範囲等今後の状況を見て判断をしていきたいと考えているところでございます。なお、関係機関からの各事業の情報等につきまして、広報などを通じまして、住民の皆さん方に情報提供という形で都度お知らせをしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 昨年私が質問をしてから、ジョブカフェ等、しごとiセンター等の情報を広報の方で毎月毎月掲載をしていただきまして、その点につきましては評価をさせていただきたいというふうに思います。

そして、国の方の施策で町の方も出来る限り出来るところは利用をしていってほしいというふうに思うんですが、今国の方として力を入れているのがやはりニート対策。若者の雇用対策に乗り出そうと思うと、とても有効とされているのが、また若者の方からも人気があるのがカウンセリングという形で報道がされています。今の若い人たちは、なかなか自分のことを理解してもらえない人も少ないし、また社会への対応というのが非常に難しくなっていることから、まずやはりカウンセリングをして、どういった仕事につくことができるのかとか、自分はどういったことを望んでいるのかと、自分をよく知ることから始まるというふうに思います。また、そういったところで、町の方も十分に対応を検討していただくよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、13番、木澤議員の一般質問は終わりました。

続いて、14番、里川議員の一般質問をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

だきます。

まず、1点目ですが、平成14年8月、厚生労働省の通知につきまして、要介護認定者への障害者控除証明書発行について、私は15年の3月議会で一般質問をさせていただいております。

当時の答弁では、所得税は国税であるから、税の公平性から一定一律の基準が必要と言いながら、取り組む姿勢が見られなかったという中で、私は、今後申請が出てくる可能性があるから、決して消極的にならず取り組みをしっかりとやってほしいというふうに要望をさせていただいた経過がございますが、大変残念なことに、今年申請の問い合わせを斑鳩町の役場の方にしたら、うちはそれをやっていないというふうに断れたという確定申告をお手伝いされている団体の方から私の方に連絡がございまして、非常に驚いています。もう3年半前に出た通知です。3年前に私町へ提起させていただいております。

この間に、色んな税制が改正になってきました。特別配偶者控除が廃止になり、老年者控除が廃止になり、また年金の控除額が引き下げられる。こんなに高齢者にとって大増税となる中で、どうしてこの3年間このことが棚上げになっていたのか、私は不思議でなりません。

そして、各奈良県下の市町村の状況を見ますと、合併をされました2市を含めて12市の中で11市までが実際にやっておられます。ただいま五條市が要綱をつくるための準備を進めていると。12市はだからやるということになっているわけですが、ただ、町村につきましても、この近隣でやってないのは、斑鳩町と河合町と三宅町の3町だけなんです。問い合わせをしたら、やってないと言われたのは。あとは、実際にはないけれども、申請があれば対応いたしますと。それで、もう既にやっていますよという返事がほとんどでした。余計に私ちょっとがっかりといたしまして、斑鳩町はこれまでこういう取り組みについては非常に敏感にやっていただいていたというふうに私自身も思っていたのに、なぜこのことが3年間も棚上げにされたまま、私議会で問題提起をしたにもかかわらずこうなっていたのか不思議でならないので、なぜ取り組めなかったのか、このことについてぜひお聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、平成15年の3月に、質問者も申されてますように、この制度の制定につきましてご質問をいただき、今質問者も言われているような答

弁をさせていただいた経緯があるわけでございますけれども、当時の時にも申し上げておりますことも踏まえて、福祉費の担当者としては、市町村独自の基準という考え方であるよりも、国や、少なくとも県での統一した認定基準が必要であるというように考えてきたところでございます。

ただ、障害者手帳を取得をしていただくことによりまして、今現在所得税の控除を受けていただく以外にも他のサービスも受けていただけるということから、そういうことで障害者手帳の交付の申請方を促してきたというようなところで、取り組みが今現在やられていないというところでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） そうしましたら、今、部長も、3年前にも答弁されました税の公平性と言いながら、これだけの市町村が取り組んでいるのに斑鳩町ではやってもらえないということは、逆に言いますと、斑鳩町の介護認定を受けて、そして寝たきりというような状態になっている方のお世話をしながらその控除をとれないということについては、非常に、逆に言えば、斑鳩町の町民の皆さんにとっては不公平な状態にあると言わざるを得ないと私は思います。これは、やっぱり非常に大きな問題で、これだけの近隣の市町村が要綱をつくってきちっとされているのに斑鳩町がされないというのは、今までの斑鳩町の状況を考えたら私はとても考えられない問題なものですから、今回どうしてもこのことについてははっきりと町の姿勢をただしたいというふうに思います。この件について、今後どうされるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 確かに、県下の市町村の状況につきましては、今質問者も言われているように、市では1市です。町村でいきますと、私の認識をいたしておりますところでは、当町も含めて6町になろうかと思うんです。確かに、ご指摘のありますとおり、当町の取り組みというのは、遅きに失している状況でございます。それは、おしかりを受けて当然のことだろうと思っておりますけれども、こういうことから私どももいたしましては、近々に斑鳩町独自の認定基準等も設けまして、障害者の方々の高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取り扱いの通達にのっとりまして、そういう形の取り組みを早急にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） せっかく厚生労働省が平成14年にそういうことを言ってき

てくれてるわけですから、町民の皆さんの立場に立ってやはりやっていただきたい。そして、この間の税制改正の中で非常に税負担が重くなってきている中で、少しでもそういった重度の方を抱えている方の状況をやっぱり考えて取り組みを進めていただきたいということを強調しておきたいと思います。

そして、さらには、奈良市や大和高田市、そして葛城市なんかは、広報の方でこのことをきちんと市民の皆さんにお知らせをされているんです、こういうことが出来ますよということをおね。斑鳩町も、出来るだけそういう広報もする。そして、全国的に見ますと、結構大きな市がやっているところが多いんですけども、申請主義には変わりはないんですが、その基準に該当する人には個別にお知らせをしているというようなところまであるんですね。ですから、今後の、実施するのがおくれた。おくれたならば、名誉挽回で、こういった広報や住民サービスについて積極的な取り組みというものを考えていただきたいなということを検討していただきたいということをお願いしたいと思います。

そして、それはお願いしときますが、今年申請の相談を受けた方ですが、この方についてはどうなりますか。確定申告はまだ出来るんですけども、この方についてはどう考えればよろしいですか。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 確定申告の基準になりますのが17年中の関係になってこようかと思います。そういうことでいきますと、私どもの方が、先ほどもお答えをさせていただいておりますように、この制度を確立していくということで作業をさせていただく。4月1日になるか、それともそれ以前にも出来上がれば、そういう形で制度として発足をさせていくという取り組みをさせていただくにしても、12月31日という段階では、斑鳩町としてのそういう制度が確立されてませんので、17年分の確定申告での障害者控除を受けるということは適用をされるということにはなり得ないというように、私どもの方で一応今の段階では考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） そうしましたら、早急にそういった事務の方整理をしていただきまして、今年問い合わせされた方お断りしているという経緯もございますので、十分広報などでその旨を周知していただき、そして17年中のことであれば12月までに、2月、3月で確定申告するのに、今のご説明であれば、17年中に証明書の発行を

受けなければならないというふうにお聞きしたんです。ですから、そのことについてやはりきちっと住民の方にわかるように周知をしていただきたいなというふうに思いますので、それにつきましても、ぜひとも今後の担当部の取り組みを期待をしておきたいというふうに思います。

それでは、2点目の介護保険についてということについて進めさせていただきます。

この中で、保険料設定の問題点ということでもまず最初に挙げさせていただいたんですが、実は私介護保険の運営協議会に議会から出させていただいておりまして、計画策定する中でたくさん意見を言わせていただき、そしてまたそれも取り入れていただきました。本当に運営協議会の中で十分議論をさせていただいたということについては、私自身そこに入らせていただいていたことには感謝しているわけなんですけど、ただしこの保険料の決定を運営協議会でする時に私色々意見申し上げましたら、会長さんから、それは議会でやってくださいと言われてしまいましたんで、大変申しわけないんですが、私自身は運営協議会でも色々言いましたが、その時の保険料設定についてその時納得はしておりませんので、もう一度この保険料の問題点についてここで質問をさせていただきたいというふうに考えます。

低所得者対策ということで、第3段階を0.7にしたということは非常に評価出来ませんが、ところが税制改正による増税で保険料の段階の移動などが今後出てくるわけなんです。そして、そういうことも含めまして値上りを出来るだけ抑えたいという立場で私色々言ってきたんです。

その中で、特に私自身が着目しておりますのが、今現在の高齢者の方といたしましては、妻が働いておられなかった。比較的夫の年金でお暮らしになっているという状況の方が多いうふうに思います。ということは、その夫の年金からご夫婦の分、2人分の保険料を払わなければならないというようなことになります。

第4段階の方というのは、息子さんなどと世帯分離をされてない場合でしたら、本人が非課税であっても世帯が課税ということになります。そういう方を基準とされているわけなんですけど、第4段階、第5段階、第6段階、第7段階というふうになるんですが妻が全く収入がなく夫の年金、または夫の、高齢者でも収入のある方いらっしゃいますので、そういう収入のある方、妻は年金もないというような状況の中で、妻が普通徴収に当たられる方ですね、そういったご夫婦の保険料が、第4から第7まででもどういうふうになるのか、月額でも年額でも結構ですが、そのところを確認をさせていただき

たいと思います。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 前段で、介護保険運営協議会におきましてのお話もしていただいて、今ご質問をいただいている項目以外については、質問者にもご理解をいただいで、色々ご賛同もいただいたところでございます。この分については、確かに、その運営協議会の中で、議員の方からは、色々ご意見も賜ってまいりました。

今、ご質問の分につきましては、議員の方からも言われてますように、第3段階の低所得者の方の料率につきましては、0.75から0.7に下げさせていただいております。その不足する保険料を賄うために第7段階を設定をさせていただいて、1.6という保険料率ということで、この議会にも条例の改正ということで提案もさせていただいているところでございます。

そのことから、今ご質問の分で、提出をさせていただいている改正案がそのままご承認をいただいたということをお答えをさせていただきたいと思いますが、高齢者お2人の世帯での関係でございますけれども、平成20年度の経過措置がなくなります本来の保険料額では、お1人が住民税課税で第5段階に属する方で、もうお1人の方が住民税非課税の場合につきましては10万5,300円、年になります。そして、お1人が住民税課税で第6段階に属する方、そしてもうお1人の方が住民税非課税の場合につきましては11万7,000円になります。そして、お1人が住民税課税で第7段階に属しておられる方で、もうお1人の方が住民税非課税の場合につきましては12万1,680円ということで、今ご提案をさせていただいてます改正案でいきますとそういう形になります。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） この数字を見ても、第6段階、第7段階のところの差が余りないということがよくおわかりになると思うんですが、ところが所得の差は、この第6段階は200万円なんですよね。第7段階は、所得500万円以上なんですよ。200万と500万で、ところが保険料では差が出ない。しかも、妻の分まで入れますと、2人分ということになりますと、本当に差が出ないんです。

なぜ2人分というふうに聞いたのかといいますと、私自身がそういう見方をしているということをぜひわかっていただきたかったからなんです。例えば基準となる第4段階のご夫婦から見て、第5段階やったら1.25で、第6は1.5で、第7は1.6や

と言うてはるんですよね。ところが、これ夫婦に換算しましたら、第4段階から見て、今部長が言われた数字で見ますと、第5段階の方は第4段階の方の1.125倍にしかならないんですよ。そして、第6段階においては1.25倍。そして、第7段階ですねこの第7段階でやっと1.3倍にしかならないんです。

そういうふうを考えましたら、やはり高額所得者の方が楽で、やっぱり所得が低い人がしんどい。とにかく保険料の設定を少しでも低く抑えようと思ったら、やはりもうちょっと高額の方からいただく、応分の負担をしていただく方がよい、そうあるべきではないかということをお私はずっと言ってきたわけなんです。

制度は、これからもずっと続いていきます。私自身はこういう視点を持っているということ、そしてこれからも出来るだけ保険料は低く抑えていってほしい。しかも、夫の収入に関係なく普通徴収される妻の皆さんはみんな同じ金額だということですよ。そんな中で、逆の意味で、ええ、ええなあとか、えっ、何でうちはそんな高いねやろと、そういうふうな逆の不満が出てこないかなという心配も私しているところなんです。けれども、この法律からいったらそうなってるわけですから、せめて500万円以上の所得の方には応分の掛け率でよかったのではないかということで、私は1.75をずっと主張しましたが、斑鳩町は1.6で終わったんです。隣の平群町さんは、ちなみに500万以上1.8にされてますので、それは申し上げておきたいと思いますが。こういうところで、これからも続く制度です。私自身はこういう視点を持ってこれからも問題提起をずっとしていきたいというふうを考えているということをお申し上げて、次に移らせていただきたいと思っております。

次は、保険料徴収の問題点なんですけれども、これも4期から8期徴収に変えていただきました。私の主張は通ったという形になってるわけなんですけど、ただ、私この徴収も、これは町じゃないんです、国の問題ですけどね、遺族年金とか障害基礎年金からは特別徴収はしないと、所得とみなさないとか最初導入の時言うておきながら、今回は、いや、特別徴収にしますという、何かころころと制度が変わるといって、こういうふうになんか考え方が変わるということについてすごく不信感を私自身は持っているわけなんですけど、それはさておき、普通徴収の収納率が少しずつ下がってきているのが気になります。納期を8期まで広げていただくというご提案を町の方からしていただいているので、少しは被保険者の皆さん払いやすくなるかなとは思っているものの、まだまだ介護保険の必要性を感じていないという方が多い中で、この保険料の収納率を上げていこう

と思うたら大変難しいと思うんですが、私今回打ち出されました予防重視ということにかんがみて、予防に関する有効なサービス提供、そして広く皆さん方に利用をしていただき、そして的確な啓発をしていく。そして、あっ、こんなことにも介護保険のお金が使われているんだなというようなことが理解していただければ、この徴収についても多少ご協力的な考え方に立っていただけるのではないかなというふうに考えているんです。その点について町の方の考え方、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 確かに、第3期の保険料の額につきましても、現在の保険料額と比較いたしまして、質問者も先ほどから言われてますように、保険料額は上がってまいります。そして、それは、要介護認定者の増加などによりまして給付の総額が高くなっていくという予想をする中で、保険料額も当然アップになってこようと、このように思っております。

ただ、普通徴収における収納率の低下ということでございますけれども、質問者も言われてますように、町といたしましては、従前4期の納期のを8期にふやさせていただいて、そういう形で負担感を少しでも緩和をするという意味から8期にふやしていくという形で、介護保険の運営協議会においてご提案を申し上げてご審議もいただいてそれを今回の条例改正の方でご提案をさせていただいているところでございます。

こういうことで、被保険者一人ひとりがこの制度にご理解をいただくということが、一番収納率を高める方法であるというようにも考えております。今、質問者も言われてますような新しい制度に変わる中で、そういう取り組み状況等もPRをしていくというのも、そういう一つの方法であろうかというように思います。

そういうことから、皆さんで介護が必要な方を支えていくこの介護保険制度の仕組みというものをご理解をしていただけるような形でのそういう啓発、周知をしていくというように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） ぜひとも、より理解していただけるようお願いをしておきたいと思います。

引き続きまして、サービス利用が現行どおり出来ない人の見通しということで、要介護1から要支援2へと変わる方、この方たちには重大な問題が残ってくると思うんですが、特に利用出来る限度額が大幅に減る、そしてサービス提供の状況が変わるという中

で、何でこれまでどおり出来ひんのやというような方が出てくるのではないかな。まだ斑鳩町は、要支援2へ移るのは6割程度であろう。そして、要介護1の限度額に対する利用率というのは6段階の中で一番低い35%程度ということでは、まだ救われる数字だと私は思っていますが、でも今私が申し上げたような状況が必ず出てくるだろうというふうに思います。その対応については、やはり十分に対応をしていていただきたい。そして、出来る限り急激な変化というのは、年いきますと急な変化にはなかなかついていけないものですから、そここのころの配慮をぜひともしていただきたいというふうに思っているわけなんですけれども、これについてはどのようにお考えになられていますか

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 平成18年の4月から、質問者もご承知いただいていますように、要介護認定区分が今言われましたように変更もされてきます。要介護1という区分が要支援2と要介護1に区分をされることとなります。

要支援2と要介護1に区分をされる審査基準でございますけれども、予防の給付を実施をいたしますことによって、要介護状態の維持または改善することが見込まれる方が要支援2と認定をされることとなります。現在、要介護1の方がそれぞれお持ちの認定の有効期間が到達するごとに更新認定がなされまして、要支援2と要介護1に区分をされることになるわけでございますが、この要支援2となります割合につきましては、先ほども言われてますように、町としては約6割ではないかというように想定をいたしているところでございます。この割合で申し上げますと、平成18年度中には、約200名の方が要支援2というようになられるというように見込んでおります。

現在、在宅での要介護1の方のうちで約75%の方が何らかのサービスを受けていただいております。この割合から約150名の方が新予防給付のサービスを受けられるのではないかと推測をいたしております。これらの方々につきましては、今後半年間の経過措置はあるわけでございますけれども、地域包括支援センターが基本的に予防のためのプランというものを作成をいたすこととなりますので、現在それぞれの被保険者のケアマネジャーの方と包括支援センターの職員の方が連携をとりまして、その方々に合った予防サービスを受けていただいて、身体が改善をしていく方向に持っていければというように考えて、今現在取り組んでいるところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） ほとんど私のわかっていることをずうっと答えていただいた

わけですが、まあ最後のところですね、とにかくケアマネジャーさんだけではなくて、町としてもこういう制度の改正の時に、十分に被保険者の皆さん、特に利用をされている方にわかっていただけるような体制をとっていただきたいということをお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、質問がちょっと詰んでおりますので、次に進ませていただきます。3番目には、障害者自立支援法について書かせていただいております。

この法律につきましては、一旦廃案となりましたけれども、再度政府・与党が数の力で、障害者の各団体の願いを押し切って無理に成立をさせた感の強い非常に問題のある法律であるというふうに私自身は認識を持っているところですが、この法案が通ったことによりまして、障害者の方たち、自分自身の生活に毎日不安を持ちつつ、さらに不安をあおってしまっているような状況がございまして、これまでも、この法案成立してから私たくさんの人から相談を受けております。ただ、なかなか政省令がおりてきてないということもございまして、突っ込んだことは聞けないのかもわかりませんが、まだ実際に4月1日から国はやると言うていしましたが、色んなおくれから、結局10月1日から具体的な事業の状況が進められるというふうになっていると思いますが、特に私自身は、斑鳩町でグループホームをされている状況なんかも見ておりまして、グループホームは訓練と給付となると。じゃ、今までと何が違うのかということが私にもよくわからないんです。その点について、今までの支援費と今後の自立支援とどう違ってくるのか。そして、その利用者は利用料として1割を負担せなあかんというものの、今までと何がどう違ってくるのか。負担は、じゃグループホームをしている場合どうなるのか。この辺が非常にわからないということで、お聞きをしておきたいなというふうに思います。

それにプラスしまして、昨日の質問者もございましたが、グループホームを町営住宅でというお話があったと思うんですが、その時に答弁を部長がされておって、私ちょっと、何か担当部長の答弁がもひとつ腑に落ちなかったので、この斑鳩町町営住宅条例見させていただいてましたら、第4章の第45条から51条、これは公営住宅法の第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用ということを準用されて、斑鳩町の町営住宅条例にもきちっと6条にわたって書かれているものを読ませていただきました上で、こちらの資料手元にあるんですが、各色んな全国の府県の中で、たまに村営、町営あるんですけどね、県営とか市営住宅の中で、手をつなぐ育成会とか福祉事業団とか、こうい

ったところが、まあ法人が、ここの条例でいう適用されている状況になると思うんですけども、グループホームをたくさん公営住宅でされているという例がございます。

ですから、このことも含めまして、この適用はどうかということと、そして負担の状況がどうか、そして斑鳩町が障害者の皆さんのためにつくられた計画の中で、しかも町長が施政方針などでも述べられている、そういった方々が地域の中で皆さんと共に生活が出来るということを考えた場合、このグループホームというのはこの自立支援法の状況の中で、この制度改正でどういうふうに考えればいいのかというのが私わかりにくいものですから今回質問をさせていただいたわけなんですけど、これについてご説明お願いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 現行のグループホームと新たに自立支援法に基づいての訓練等給付の共同生活援助の関係でどう違ってくるのかというご質問でございますけれども、グループホームの現在と、訓練等給付の共同生活援助の関係につきましては、現在サービスを受けられておられる者については、自立支援法に変わりましたが、現行どおりのサービス提供は受けていただけるということで、何ら変わりがないということでご理解をいただければと思っております。

ただ、この関係で、利用者負担につきましては、当然現行では所得によりましての応能負担ということで利用料が定まっておりますけれども、障害者自立支援法では、サービス料と所得によつての負担の仕組みというのが、1割の定率負担と所得に応じました月額上限の設定に見直されております。ただ、この自立支援法につきましても、低所得者の方に対しての軽減措置というのは講じられていくということになっております。

ただ、現行と関係しての形で申し上げますと、20歳以上の障害者の方で配偶者がおられない場合は、自己負担にかかわりませず、その他食費とか光熱水費の負担をされているところでございます。障害者自立支援法におきましては、月額収入が6万6,667円以下の方につきましては自己負担がないというような規定になっておまして、それ以上の収入の方につきましては、超えた額の50%の15%を上限としての関係で減免の措置もあるということでございます。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 公営住宅へのグループホームの活用ということでございます。

従来は、公営住宅をグループホーム事業に活用するという点については難しかったということでございますけれども、知的障害者等の地域における自立生活を支援するという点で、平成4年度ですか、試行的に認めるという形で進められてきてまして、平成8年になりまして社会福祉法人等に公営住宅を使用していただける。そしてまた、平成12年に、公営住宅法の第45条第1項の関係によりまして、グループホーム事業の運営主体をそれぞれ拡充されてきたと。そうした中で、斑鳩町町営住宅条例の改正もしてきたところでございます。

ただ、公営住宅の使用を認めるという場合におきましては、公営住宅としての適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、国土交通大臣の承認を得た場合に、社会福祉法人等に対して公営住宅を使用許可することが出来ると、こういうような整理がなされておまして、今日まで公営住宅として使用をしてきている部分に対して支障のないというところ辺が入っておまして、その辺をどう整理をしていくかというところ辺がでございます。

また、もう一つは、その対象となるのは、まず法人がメインになってまいります。社会福祉法人、または地方公共団体、医療法人、それから民法によって設立された法人等法人がメインになっておりますので、ここに、公営住宅法第45条第1項に掲げる社会福祉事業への活用ということでございますけれども、法人と、そしてまたその事業についても明記をされているということでございますので、今日まで一般の公営住宅として整備をしてきたものでございますので、グループホームとしての活用については適用してこなかったということでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長の説明にもありましたように、この間に色々法改正が行われて、出来る範囲が広がってきたということで、今私紹介しましたように、ここには色々、またお見せしたいと思っておりますが、愛知県や三重県、大阪府、和歌山県、徳島県、高知県、色んなところで、県営住宅や市営住宅、町営住宅などでグループホームがされているという状況がございまして、また今後ぜひとも研究をしていっていただきたい課題であるというふうに問題提起をさせていただいておきたいというふうに思います。

引き続きまして、色々私質問を出させていただいているわけなんですけど、2点目にあります地域生活支援事業に係る問題、ここで私ちょっと引っ掛かりましたのは、地域活

動支援センターという市町村の必須の事業としてあると。これが、現在のじゃ福祉作業所なんかとどういう関係になるのかなあというふうに感じてたんですが、ただ18年度の予算書を見させていただきますと、あゆみの家については17年度と予算は全く変わっておりませんが、虹の家の方では84万7,000円もの減額がなされているという状況がございます。これらに何か関係があるのかなというふうに、ちょっと私自身は気になりました。この事業、市町村必須であれば、町としてやっぱりこの地域活動支援センター力を入れてきちっとやってもらわなあかん事業やろうというふうに思うわけなんですけれども、この地域活動支援センターと、今ある作業所の関係、そしてこのセンターについてこれから斑鳩町はどうしようというふうに考えられるのか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、平成18年度の予算の関係で減額の部分のところの話なんですけれども、対象となります子どもの減によってそれだけの減額が生じているということでご理解いただきたいと思います。

あと、虹の家と福祉作業所につきましては、従来どおりの施設運営ということになるわけでございますけれども、この地域活動支援センターという許可を受けますと、国費の対象にもなってくる事業になっております、この事業につきましては。現行が、県が2分1、町が2分の1でありますものが、18年度からは、国の方で2分1、県、町が各4分の1ずつの運営上の負担をしていくということになりますので、そういう形での取り組みというのは、ただ地域活動支援センターは、自立支援法の中では市町村の必須義務になってはおるんですけれども、そういう形で町といたしましては、この地域活動支援センターの事業を、法的には委託が出来るということも可能でございますので、今あります福祉作業所なり虹の家にその地域活動支援センターを委託をさせていただいて取り組んでいただくような形を考えていけば、町外のところへ委託するよりも、町内にあります施設の中でそういうことをさせていただきますと、近くにもあるということの中での取り組みもしやすいのではないかとということで、今後の運営についてはそのような考え方をいたしているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） この地域活動支援センター、1型、2型、3型とありまして基本が600万円の負担があるんですが、1型600万、2型300万、3型で150

万というふうに追加の負担をしていただけるということもございますので、少しこれらも研究していただきまして、現在の作業所、そして国の負担がいただける分での検討、こういったものも含めましてこれからの研究課題として取り組んでいただけることをお願いしておきたいというふうに思います。

そして、次なんですけれども、コミュニケーション支援事業の問題なんですけど、これにつきましても、地域生活支援事業、こういったところに入っております、これからこれに利用料をいただくのかどうかという問題が斑鳩町でも発生してくるわけなんですけど、私自身はこのことにつきましては、斑鳩町手話通訳設置事業、これを本当にやっていただいているということをもものすごく高く評価をさせていただいております。そして今利用も非常にふえてますね。資料を色々見させていただきましたら、この手話通訳もよく利用していただいています。けれども、この事業、力を入れてやってきていただきましたけど、自立支援法になって制度が変わり、そして利用料を取るのか取らないのか、このところに私非常に町の姿勢というものが、物すごく出てくる問題であるというふうに考えております。

耳が聞こえない方にとって、私たちが日常的にする、お医者さんにかかる。そして、お医者さんにかかった時に説明を受ける、自分の体のことですね、説明を受ける。そのことで自分がお医者さんに質問をする。こういうことにも、私たち普通にこうしてさせていただけるわけなんですけれども、やはりその時に手話通訳の方がおられて、すぐにその方のその思いを伝え、そしてまたお医者さんの答えを聞くと、こういう当たり前に私たちが出来ること、することを、お金を払ってしなければならないということになるのは、私は大問題だなというふうに考えていたんです。

ですから、このコミュニケーション支援事業などに見られます地域生活支援事業の中の問題、今後どういうふうに斑鳩町は取り組まれるのかということ、ぜひお考え聞いておきたい。まだ、10月1日からになるとは思いますが、方向だけでも聞いておきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、言われてますように、10月1日からの適用という形になってまいります。その間におきまして、当然どのような方向付けをもって対応をしていくのかということになるかと思っておりますけれども、ただ障害者自立支援法との整合性も考えていく必要があるかと思っております。

ただ、その中で負担ということになりますと、今質問者も言われているような状況等も勘案する中で、どういうことについては対象にするのか、対象にしないのか、1割負担をもらうとしても、そういう形にどのところを適用するか適用しないかというところも考えていかなければならないのではないかというように、今現在担当の方ではそのように思っております。だから、すべて1割負担と今のところは考えてはおらないというところでご理解いただきたいんですけども、担当の方ではそういう形で、今現在これの10月1日に向けての整備を考えさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 本当にこれからも、実施まで十分にご検討いただけることをお願いをしておきたいというふうに思います。

大変申しわけないんですが、私通告を出させていただいてますが、時間の関係で、3番目の3つ目、4つ目、5つ目につきましては、大変申しわけございません、ほかに聞く機会もございますので、ちょっと飛ばしたいというふうに思いますが、お許しをいただきたいと思います。

4番目の財政健全化検討住民会議についてということでご質問をさせていただきたいと思います。

この会議につきましては、昨年の6月議会でも私、行政改革推進委員会との関係とか位置付けがよくわからないというようなことも色々質問をさせていただいてきた経過がございます。そして、中間報告を出していただきまして、それを読ませていただき、非常に熱心に議論をしていただいているんだなということを感じましてそれに対しましては非常に敬意をあらわしたいというふうには考えているところですがただ素朴な疑問といたしまして、行政改革推進委員さん4人も入っておられる状況で、一生懸命議論していただいておりますが、ただ条例で常設設置されている行政改革推進委員会は、じゃこの間一体何をいただいているのかな、どんな活動になっているのかなということがちょっと、同時進行なものですから、委員さん兼ねておられて、その辺がちょっとよくわからなかったので、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ご質問の行政改革推進委員会におかれましては、毎年会議を開催されており、第3次斑鳩町行政改革大綱に基づきまして策定いたしました第3次斑

鳩町行政改革実施計画の進捗管理について、ご意見をいただいているところでございます。

財政健全化検討住民会議につきましては、行政改革の取り組みの中で、特に財政の健全化に向けた取り組みについて、広く意見をいただくために設置したものでございます。財政健全化は、行政改革とは密接な関係にございまして、行政改革大綱との整合性を図る必要がありますので、財政健全化検討住民会議の委員には、行政改革推進委員会から会長、一般公募委員2名、当委員会選出の1名の合計4名の方に加わっていただいているところでございます。また、財政健全化検討住民会議の委員でない3名の委員におかれましては、その報告内容について把握いただくために、昨年10月には行政改革推進委員会を開催いたしてございまして、財政健全化検討住民会議の会長にもご出席いただく中で、その中で中間報告案及びその経緯についてご説明申し上げ、ご意見をいただいたところでございます。

財政健全化計画を策定した後は、行政改革との整合性を図るために、行政改革実施計画にその内容を反映してまいりたいと、そういったことで考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） すっきりわかりにくい点もあるのですが、出来るだけ、こういう時ですので、私たちは色々な附属機関につきましても、統合出来る委員会、審議会協議会などは統合の方向もやっぱり考えていかなあかんという中で、あえて財政健全化ということに絞ってということで広げていかれた状況がございまして、そしてまた私たちは、これ条例設置ではございませんので、議会でも審議をさせていただいてない状況で、私なんか去年の6月議会に、要綱もないということで問題提起をさせていただきまして、要綱なかったら目的などわからないということで、そう言いながら私一般質問させていただいた後、6月16日の総務常任委員会にはこの要綱も出てきました。

この要綱を読ませていただいて、ふむふむと思いつつ、そしてこれまでの議論の経過を聞いて、財政健全化計画を立てていくと、提言をいただいて。ここにありますように、提言を行うことを目的としていると。そして、会議の所掌事務4つ挙げられてますで、検討、検討、検討ですね、4つ挙げられて、そして検討をして提言をして、その提言に基づいて計画を立てていくという流れだということは聞いているんですけども、ただその中で私どうしてもちょっと自分の中で整理がつかない、理解がちょっとしにくい問題が2つあるんです。

1つは、先ほどから何遍も申し上げますが、この行政改革推進委員会が第3次大綱、14年12月に出していただいて、その後斑鳩町は15年から18年度の行政改革実施計画前記計画、そして説明にありましたように、19年から22年のものを18年度中に後期計画つくるとおっしゃってましたね。じゃ、この後期計画と、こっちの財政健全化計画との整合をどこでどないするのか、同じような計画の中身にはならないのか、その辺が私、あえてわざわざ2つに分けてせなあかんのかということがまず1つ。

それと、もう1つ、この会議の所掌事務の4番目には、その他財政健全化に係る必要事項の検討と書いてあるんですけども、そんな中で午前中の質問者もおっしゃってたと思うんですが、議会との意見交換をしたいということでお見えになられて、私たちは説明をさせていただきましたが、説明をしている途中から説明を遮られまして、一方的に色々私たちも言われております。そんな中で、中間報告、非常にすばらしい中間報告もされましたが、私自身は、議会の委員会のあり方まで及ぶような内容であるとは夢にも思っていなかったわけなんです。

そういうことから、しかも先日、意見交換と言いながら色々おっしゃっておられた。けれども、提言を行うことを目的として色々検討していただいて町に対して提言をする。だけど、自分たちが行う提言と出てきた答えが違うということであれば、ああいうふうに、住民運動とか、そしてまた公開討論会とかいうようなことをおっしゃられるということについて、どう理解をしていいのかが私ちょっとわからなかったんです。

それは、理解が出来なかったということもあるんですけどもね、この財政健全化計画というのは、本当にちゃんと、ちゃんというたらおかしいんですけど、私の中で整理がつかないもんですから、本当にきちっとつくっていただけるのかという問題、これについてすごく疑問を持たざるを得ないという感じがしてならないんです。

ですから、今までの色んな流れは、そうなのかなというぐらいには思っているんですが、まだまだよくわからない。提言をいただいた後作業をどのようにしていくのかということがなかなか目に見えないという状況があるんですが、この財政健全化計画、どういうふうにつくるのか、もう一度きちっとお尋ねをしておきたいというふうに思います

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この関係につきましては、さきの質問者にもお答えをしておりましたとおりでございます。一応こういう中間報告をいただいておりますけども、最終的には報告書に取りまとめいただきご提言をいただくということになっております

して、それを受けまして、先ほどからおっしゃっておりますように、平成18年度中に財政健全化計画を策定していくという流れになるわけでございますけれども、それと行政改革の後期計画との関係でございますけれども、いずれにいたしましても、この健全化計画を策定する中で、その中でそういったものも踏まえた中で後期計画も策定していくというようなすり合わせといたしますか、そういう調整はしていかなきゃならない。当然そういうことでございます。そのためにやっておりますことでございます。

そういった内容に、言うておりますように、その策定に当たりましては、十分議会にもご説明申し上げまして、ご意見もいただきまして策定してまいりたいということに考えております。いずれにいたしましても、そういった行政改革で出来ましたことについては、住民の皆様にもよくご理解いただきまして進めていかなきゃならないということも肝要でございますので、その辺のことにも周知を十分図って進めてまいりたいと存じます。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） まだまだ私の中で十分な整理が出来ない状態で、消化しきれないということもありますが、でも18年度に向けましてこの行政改革進めていく、後期計画、そしてまた財政健全化計画などについても、私たちが真剣に取り組ませていただきたい、そしてまた色々なご提案をしていきたいということ最後に申し上げまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、14番、里川議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

明9日は、午前9時から予算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労さまでございました。

（午後3時00分 散会）